

平成19年第2回志布志市議会臨時会

目 次

第1号 (11月13日)		頁
1. 議事日程	議事日程	4
2. 出席議員氏名	出席議員氏名	5
3. 欠席議員氏名	欠席議員氏名	5
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	5
5. 議会事務局職員出席者	議会事務局職員出席者	5
6. 開 会・開 議	開 会・開 議	6
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	6
8. 日程第2	会期の決定	6
9. 日程第3	報告	6
10. 日程第4	議案第80号 志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について	6
11. 日程第5	議案第82号 財産の無償譲渡について (城南保育所)	7
12. 日程第6	議案第83号 財産の無償貸付けについて (城南保育所)	7
13. 日程第7	議案第84号 財産の無償譲渡について (みどり保育所)	7
14. 日程第8	議案第85号 財産の無償貸付けについて (みどり保育所)	7
15. 日程第9	議案第86号 財産の無償譲渡について (さゆり保育所)	7
16. 日程第10	議案第87号 財産の無償貸付けについて (さゆり保育所)	7
17. 日程第11	議案第88号 財産の無償譲渡について (有明保育所)	7
18. 日程第12	議案第89号 財産の無償貸付けについて (有明保育所)	7
19. 日程第13	議案第90号 財産の無償譲渡について (野神保育所)	7
20. 日程第14	議案第91号 財産の無償貸付けについて (野神保育所)	7
21. 日程第15	議案第81号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	26
22. 日程第16	議案第92号 損害賠償の額を定め、和解することについて	32
23. 日程第17	議案第93号 工事請負契約の締結について	33
24. 日程第18	議案第94号 財産の取得について	37
25. 日程第19	議案第95号 平成19年度志布志市一般会計補正予算 (第5号)	38
26. 散 会	散 会	46
第2号 (11月16日)		
1. 議事日程	議事日程	47
2. 出席議員氏名	出席議員氏名	48
3. 欠席議員氏名	欠席議員氏名	48

4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	48
5.	議会事務局職員出席者	48
6.	開 議	49
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	49
8.	日程第2 議案第80号 志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について	49
9.	日程第3 議案第82号 財産の無償譲渡について（城南保育所）	50
10.	日程第4 議案第83号 財産の無償貸付けについて（城南保育所）	50
11.	日程第5 議案第84号 財産の無償譲渡について（みどり保育所）	50
12.	日程第6 議案第85号 財産の無償貸付けについて（みどり保育所）	50
13.	日程第7 議案第86号 財産の無償譲渡について（さゆり保育所）	50
14.	日程第8 議案第87号 財産の無償貸付けについて（さゆり保育所）	50
15.	日程第9 議案第88号 財産の無償譲渡について（有明保育所）	50
16.	日程第10 議案第89号 財産の無償貸付けについて（有明保育所）	50
17.	日程第11 議案第90号 財産の無償譲渡について（野神保育所）	50
18.	日程第12 議案第91号 財産の無償貸付けについて（野神保育所）	50
19.	日程第13 議案第81号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	61
20.	日程第14 議案第93号 工事請負契約の締結について	63
21.	日程第15 議案第94号 財産の取得について	64
22.	日程第16 議案第95号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	66
23.	閉 会	68

平成19年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
11月13日	火	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程（採決及び委員会付託）
14日	水	委 員 会	
15日	木	委 員 会	
16日	金	本 会 議	委員長報告 採決

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第80号	志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について
議案第81号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	財産の無償譲渡について（城南保育所）
議案第83号	財産の無償貸付けについて（城南保育所）
議案第84号	財産の無償譲渡について（みどり保育所）
議案第85号	財産の無償貸付けについて（みどり保育所）
議案第86号	財産の無償譲渡について（さゆり保育所）
議案第87号	財産の無償貸付けについて（さゆり保育所）
議案第88号	財産の無償譲渡について（有明保育所）
議案第89号	財産の無償貸付けについて（有明保育所）
議案第90号	財産の無償譲渡について（野神保育所）
議案第91号	財産の無償貸付けについて（野神保育所）
議案第92号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第93号	工事請負契約の締結について
議案第94号	財産の取得について
議案第95号	平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

平成19年第2回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成19年11月13日（火曜日）午前10時11分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第80号 志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第5 議案第82号 財産の無償譲渡について（城南保育所）
- 日程第6 議案第83号 財産の無償貸付けについて（城南保育所）
- 日程第7 議案第84号 財産の無償譲渡について（みどり保育所）
- 日程第8 議案第85号 財産の無償貸付けについて（みどり保育所）
- 日程第9 議案第86号 財産の無償譲渡について（さゆり保育所）
- 日程第10 議案第87号 財産の無償貸付けについて（さゆり保育所）
- 日程第11 議案第88号 財産の無償譲渡について（有明保育所）
- 日程第12 議案第89号 財産の無償貸付けについて（有明保育所）
- 日程第13 議案第90号 財産の無償譲渡について（野神保育所）
- 日程第14 議案第91号 財産の無償貸付けについて（野神保育所）
- 日程第15 議案第81号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第92号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第17 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第94号 財産の取得について
- 日程第19 議案第95号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	井 手 南海男
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長	白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	上 村 和 憲
財 務 課 長	溝 口 猛	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
松 山 支 所 福 祉 課 長	木 佐 貫 一 也	志 布 志 支 所 福 祉 課 長	山 下 修 一
給 食 セ ン タ ー 所 長	東 迫 光 博	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時11分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成19年第2回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、宮城義治君と東宏二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から11月16日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11月16日までの4日間に決定しました。

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人松山町農業公社清算人から、平成18年度事業報告及び決算書並びに解散に伴う清算書が提出されましたので、これを配付いたしました。参考にしていただきたいと思ひます。

日程第4 議案第80号 志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第80号、志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市尾野見児童館の位置する番地を改めるとともに、志布志市尾野見児童館をさゆり保育所と一体の施設として供用することに伴い、志布志市児童館条例を廃止する必要があるため提案するものであります。

内容としましては、第2条の表中「尾野見42番地」を「尾野見41番地1」に改めた上で、11月30日に本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第82号 財産の無償譲渡について（城南保育所）

日程第6 議案第83号 財産の無償貸付けについて（城南保育所）

日程第7 議案第84号 財産の無償譲渡について（みどり保育所）

日程第8 議案第85号 財産の無償貸付けについて（みどり保育所）

日程第9 議案第86号 財産の無償譲渡について（さゆり保育所）

日程第10 議案第87号 財産の無償貸付けについて（さゆり保育所）

日程第11 議案第88号 財産の無償譲渡について（有明保育所）

日程第12 議案第89号 財産の無償貸付けについて（有明保育所）

日程第13 議案第90号 財産の無償譲渡について（野神保育所）

日程第14 議案第91号 財産の無償貸付けについて（野神保育所）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第82号から日程第14、議案第91号までの10件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号及び議案第83号につきましては、城南保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、曾於市大隅町の社会福祉法人笠木福祉会へ財産を無償で譲渡すること及び財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号及び議案第85号につきましては、みどり保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、志布志市志布志町の社会福祉法人若草会へ財産を無償で譲渡すること及び財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号及び議案第87号につきましては、さゆり保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、曾於市大隅町の社会福祉法人笠木福祉会へ財産を無償で譲渡すること及び財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号及び議案第89号につきましては、有明保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、曾於郡大崎町の社会福祉法人ちびっこ福祉会へ財産を無償で譲渡すること及び財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号及び議案第91号につきましては、野神保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、志布志市志布志町の社会福祉法人若草会へ財産を無償で譲渡すること及び財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第82号から議案第91号まで説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当の部長に説

明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議案第82号から議案第91号まで、補足して御説明いたします。

議案第82号から議案第91号までの議案は、今回、市立保育所の民間移管にあたり、市の保育所建物を移管先へ無償で譲渡及び土地につきましては無償貸付けしようとするものでございます。

平成20年3月31日をもって、市立保育所を廃止し、保育所建物を普通財産とした上で、移管先であります社会福祉法人へ無償譲渡するものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料3ページをご覧ください。

本資料は、保育所の建物評価額に関する資料でございます。評価額の算出につきましては、減価償却資産の計算方法に基づき算出したしております。

保育所などの公有建物等につきましては、税務課等の評価額が無い関係で、公営企業の場合の償却資産の計算方法に倣いまして、定額法によって評価額を算出したところでございます。

耐用年数につきましては、昭和40年大蔵省令に定める償却資産の耐用年数表によるものでございます。

城南保育所等、鉄筋コンクリート造につきましては耐用年数47年、有明保育所等の木造は耐用年数22年となっております。

また、下の表は保育所を有償譲渡した場合の国庫補助金、県補助金の返納額であります。中央の米印の部分につきましては、平成19年度税制改正において、減価償却制度が一部改正されましたので、その改正された内容を記載しているところでございます。

資産の無償譲渡につきましては、平成12年3月31日付けで、社会福祉施設等整備及び社会福祉施設等整備費国庫補助金に係る財産処分承認手続きの簡素化について通知があり、施設等の無償による社会福祉法人への譲渡で、同一目的に使用する、つまり保育事業を継続する場合については、財産処分承認が処分報告のみで承認がなされたものとみなすことになったことによりまして、国庫補助金の返納を不要とする内容の緩和措置が示されたところでございます。

このような国等の規制緩和措置を背景に、今回、移管先に建物を無償で譲渡し、土地につきましても無償で貸し付けることとしたところでございます。

なお、旧志布志町の民間移管の際も、建物、土地につきましては、同様の手続きをいたしております。

それでは、議案の内容につきまして御説明を申し上げます。

議案第82号でございます。財産の無償譲渡について、城南保育所分でございます。所在地は、志布志市松山町新橋1564番地、種別は建物、数量は鉄筋コンクリート造平屋建1棟、540.44m²で、評価額は1,931万円であります。この評価額につきましては、先ほど御説明いたしました説明資料の方法により算出した額でございます。相手方につきましては、鹿児島県曾於市大隅町中之内4674番地2、社会福祉法人笠木福祉会でございます。なお、譲渡の条件として、譲受人は譲り受けた建物を児童福祉施設として使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還するという条件を付してあります。

続きまして、議案第83号、財産の無償貸付けでございます。土地の所在地でございますが、志布志市松山町新橋字松尾1564番、3,423.72m²、貸付けの目的は児童福祉施設用地として限定するものでございます。貸付けの期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とするものであります。

相手方につきましては、建物と同様、笠木福祉会でございます。

議案第84号、財産の無償譲渡につきましては、みどり保育所分でございます。所在地は、志布志市松山町泰野502番地2、種別、建物、数量は鉄筋コンクリート造平屋建1棟、231.21m²、評価額は187万45円でございます。相手方につきましては、志布志市志布志町内之倉1808番地10、社会福祉法人若草会でございます。無償返還の譲渡の条件を付しております。

続きまして、議案第85号、財産の無償貸付けでございます。土地の所在地ですが、志布志市松山町泰野町後502番2、同502番5、同502番6、面積は合計で1,867.27m²、貸付けの目的は児童福祉施設用地でございます。貸付けの期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とするものであります。相手方につきましては、建物と同様、若草会でございます。

次に、議案第86号、財産の無償譲渡につきましては、さゆり保育所分でございます。所在地は、志布志市松山町尾野見41番地1、種別は建物、数量は鉄筋コンクリート造平屋建2棟、526.30m²、評価額は107万4,449円でございます。相手方につきましては、曾於市大隅町中之内4674番地2、社会福祉法人笠木福祉会でございます。無償返還の譲渡の条件を付しております。

続きまして、議案第87号、財産の無償貸付けでございます。土地の所在地ですが、志布志市松山町尾野見字中原41番1、2,560.21m²、貸付けの目的は児童福祉施設用地でございます。貸付けの期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とするものであります。相手方につきましては、建物と同様、笠木福祉会でございます。

次に、議案第88号、財産の無償譲渡につきましては、有明保育所分でございます。所在地は、志布志市有明町野井倉1182番地9、種別は建物、数量は木造平屋建1棟、561.10m²、評価額は35万5,766円でございます。相手方につきましては、曾於郡大崎町野方6095番地38、社会福祉法人ちびっこ福祉会でございます。無償返還の譲渡の条件を付しております。

続きまして、議案第89号、財産の無償貸付けでございます。土地の所在地は、志布志市有明町野井倉字前原1182番9、2,835.01m²、貸付けの目的は児童福祉施設用地でございます。貸付けの期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とするものであります。相手方につきましては、建物と同様、ちびっこ福祉会でございます。

次に、議案第90号、財産の無償譲渡につきましては、野神保育所分でございます。所在地、志布志市有明町野神3143番地2、種別は建物、数量は木造平屋建1棟、382.87m²で、評価額は135万2,341円でございます。相手方につきましては、志布志市志布志町内之倉1808番地10、社会福祉法人若草会でございます。無償返還の譲渡の条件を付しております。

続きまして、議案第91号、財産の無償貸付けでございます。土地の所在地ですが、志布志市有明町野神字穴倉3143番2、2,231.00m²、貸付けの目的は児童福祉施設用地でございます。貸付けの期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とするものでございます。相手方につきましては、建物と同様、若草会でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 最初に、今回、公立保育所を民間に移管するということの提案であります。その目的、そういったものについては、あまりお話がなかったわけですが、再度、これまでも一般質問等してきましたけど、この民間移管をしなければならない最大の理由といたしますか、住民に対しての説明責任があります。そのことが1点であります。

次に、2点目は、市長はこれまで文教厚生常任委員会等で6園一緒に民間移管を提案をしないと、そのことをしっかりと答弁されております。そのことで、今回、蓬原保育所だけが公立として残すということですが、このことについて、民間移管をしなければならないと進めたことと、公立保育所を1園だけ残すと、その整合性についてお示しをしていただきたいと思います。

次に、これまで残りの五つの園の住民、いわゆる保護者の方々との合意形成の在り方がどうであったのか。これまでも同僚議員もこの民間移管については、それぞれ質問がされております。そういった中で、住民との合意形成、どういう形でそれがされて、この提案に至ったのか、その経過を問います。そして、6園、あなた方がされたんでしょうが、結果として5園、一つの保育所は公立のまま残すということですが、6保育所の公募に応じられた法人数はそれぞれ何法人だったのか、6法人について答弁を求めます。

次に、10年後の有明地区、松山地区、児童数の推移、そういったものがどういうふうに予測されているのかお願いをします。

次に、民間移管後、当局は本市の指導・助言を法人に対してきちんとやるというふうに答弁を委員会でもずっとされてきましたが、保育所、いわゆるその法人は県が管理、いろいろ対応します。その状況がある中で、市が一つの法人に対して、どういった指導・助言、志布志市として県を飛び越えてできるのか、その対応方をお願いします。

次に、住民に説明会等がされていく中で、それぞれあったわけですが、本志布志市議会の9月議会で一般質問をし、選考委員会の議事録がありますかとの質問に対して、ありますということでありました。議長にその配付等の取り計らいをお願いをした経緯があります。そのときの当局の答弁は、議事録はありますということでありましたが、私たち議会に今朝ほど、保護者会の方々から要望書が届いております。そういった中で、事実と違うことが述べられていると、この議事録については無いんだと、そういったこと等もお話をお伺いしたところでもあります。そういった住民に対しての説明会等で、本会議で述べたことと違うことを言った、その本旨はどこにあるのかお願いをします。改めて選考委員会の議事録があるという答弁をされたわけでありますので、そのことについて求めます。

最後に、この民間移管の大きな理由ということで、これまで一番冒頭になぜそうなのかとお聞きをしましたが、当然、そこで出てくると思いますが、副市長も新聞報道によりますと、後年度の財政負担が困難だという報道、答弁、いわゆる取材に対して答弁をされております。そういったことで、公立保育所のままでいった場合に、今後、財政負担が困難であると。どういった検討の結果、その財政負担が後々大変なのか、そういうことについて、その検討した結果をお示しをしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めの民間移管の理由ということでございますが、市が策定いたしました行政改革大綱で、行政が事

業主体として実施する業務であっても、民間でできるものは民間で、あるいは民間で行った方が効率的・効果的に業務遂行できるものは民間でという方針が出されているところでもあります。また、行政改革推進委員会の意見としましても、市の民間移管の方向性を理解していただいているところでもあります。

女性の社会進出によりまして、働くお母さん方が増えてきている状況から、利用しやすい保育サービスの利用が求められているというふうに考えております。民間の場合は、新しい保育需要や変化に対しまして、柔軟に対応できることや、より少ない経費で効率的・効果的に同様のサービスが提供できる方法があれば、検討する必要があるという判断から、民間移管の選択をしたところでもあります。

それから、次に6園一緒に民間移管をしたいということをお話してきたところがございます。今回の提案で蓬原保育所が残ったわけですが、受け入れる受託法人がなかったという結果でありまして、その結果、今回5園のみの提案ということになったところでもあります。

それから、合意形成の経過ということでございますが、私どもは昨年、この民間移管につきましては、各保育所、そして地域に分けて説明会を開催してきたところでした。そして、今年度に入りまして、改めて保護者会の方々に民間移管について御相談を申し上げまして、そのことへの理解を得るために様々な形でお話をしてきたところでもあります。それで、保護者会の方々に、まず私どもの方針をお話しまして、その後、受託法人を募りまして、そしてその後、選定委員会というものを開催いたしまして、その開催に際しまして、保護者会の方々の意見をまとめてきていただくということを前提としまして、その選定委員会の中に保護者代表の方も入っていただきまして、受託法人を決めていただいたというような経緯でございます。その際、有明を除きまして、保護者会の意向というものを反映した形の選定ができたということになっております。有明保育園につきましては、保護者会の代表の方が、選定委員会の最終の決定の場に、出席されないという形で選定委員会がなされたということでございます。

それから、6園のそれぞれの応募数につきましては、担当の方に回答させます。

それから、10年後の推移につきましても、担当の方に回答させます。

それから、法人の指導というものができのうかどうかということでございますが、今回こういった形で民間移管というふうにする流れになるわけですが、民間移管をする際に、協定書ないしは確認書を取り交わすということになります。その中でいろいろ懸念される事項につきましては盛り込むと。そして、指導につきましては、そのことにつきましてもきちんと盛り込んでいくということが基本的にならうかと思えます。当然、児童福祉法によりまして、この保育につきましても、市が行うということになっておりまして、その市が行う分を委託ということになりますので、そのことにつきましては、十分指導ができるというふうに考えております。

あとの件につきましては、担当の方に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、10年後の児童数の推移でございますが、これにつきましては、少子化の流れの中で、非常に不確定の要素が多いと。当然、算出するとなると、推計ということでございますが、不確定要素が多いということで、これまでの保育入所児童の推移、それからその保育所が所在する校区内の児童の推移等については、把握をしているところでございますが、将来についての人口推計というのは行っていないところでございます。

それから、選考委員会の議事録の件でございますが、この議事録と申しますのは、私どもが速記による要点筆記ということで、テープ等による録音、それから選考委員に対して当初から議事録作成をするというお話もしていないところで、聞いての速記ということでございます。それで御理解をいただきたいと思えます。ただ、保護者の方への議事録が無いという話は、公開はできないということはお話しましたが、議事録が無いということはお話してない。ただ、一回、説明会の中で、この説明会の議事録を配付してくれということでございましたが、それについては18年度分を配付した経緯があるわけでございますが、若干、誤解が生じるということで、19年度につきましてはお断りをしたという経緯はございます。

それから、応募の状況でございます。これは法人名も挙げてということでのお尋ねですよね、園ごとの。城南保育所が1箇所、みどり保育所1箇所、さゆり保育所1箇所、それから有明保育所2箇所、野神保育所1箇所、蓬原保育所1箇所の応募があったところでございます。応募の経過でございます。

それから、財政負担についての報道でございますが、これにつきましては、後年度の財政負担につきましての試算というのはしてないところでございますが、このときの内容につきましては、記事にありますように、非常に老朽化した施設であるということで、この建て替え、それから延長保育等の特別事業についての制度が、それまでのものから補助制度がなくなったということで、当然、市で行う場合は、一般財源で対応するというので、このお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○25番(小園義行君) 今朝の全協等で委員会付託ということもありましたが、ちょっとお聞きします。今、行政改革推進大綱、そして推進委員会、理解をしてもらっているということでありました。もちろん、そのことは当局としてはいろいろでしょう。でも、その中でそのことを理由とするというふうには、僕は本来の意味からしたとき、違うのではないかと。市長自身がこのことをそこに諮問し、いろいろやらないと駄目なわけで、もう一回、この本当に本田市長として、「子育て日本一のまちづくり」を掲げている市長が、この公立保育所を民間に移管した方が良いというふうに本当に思っておられるのか、本当のところのあなたの思いを少し、この提案にあたってしゃべってください。行政改革推進大綱、そして推進委員会が理解をもらっているということではなくて、あなた自身がここの首長ですよ。そのことを再度お願いします。

次に、この受託法人がそれぞれ1園、多くて2園ということですが、これは果たしてね、民間移管をされる際に、いろんなことで喜び勇んで、その方々がされたとは私は思えないわけですね、この1園だと。多分、福祉部長の方で法人名を挙げてということでありました。恐らくこれ志布志市の法人も入ってるでしょう。何法人か、この中にですね。でも、ほとんどちまたで言われている、その問題については、今ありましたように、市外の法人が事前から提案になっていると。本当にそこなのかなあと私たちも思っていましたけど、提案はまさしくこの市外の法人ですよ。この1園しかなかったという、このことについて、民間移管というのが本当に妥当なことだったのかというふうに思えるのか。1法人しかないんですよ。これ頭下げて、受けていただけませんか、そういうことだったのではないかとというふうに思うわけですが、蓬原保育所については1法人あったけど、結果、受けないよとなったということが、

この民間移管に大変厳しいということになるのではないかと思います。この市内の法人ではなくて、若草会は1法人ありますが、ほかの法人の皆さん方の状況はどうだったのか、お願いとかそういったことはされなかったのか、再度、これお願いをします。

それと、指導については、確認書を取り交わしているということではありますが、旧志布志町時代に確認書、確約書を取っておいた法人もあります。それぞれきちんとそれをされてたんですね。でも、民間移管になると、法人の方々は大変厳しい状況があります。そういった中で、確約書どおりにいかに、閉園をする。保育園を閉めるという、そういった確約書どおり、法人の皆さんが努力されて、慈善事業じゃないわけですから、今、あなたがおっしゃるけれども、確認書を取り交わす。これではね、法人の皆さんというのは、大変、慈善事業をされているわけではないですよ。旧志布志町時代にそういったことはもう経験済みですよ。学んでるはずですよ。そういった意味で、指導・助言、そういったものをできるというふうにあなた方はおっしゃっているわけですが、向こうの法人には理事会があります。理事会で運営の方針、そういったものは論議されて、そこに県あたりがいろんな指導、それもあってでしょう。志布志市として、それが可能なかどうか、再度お願いします。確認書を取り交わすから大丈夫なんて、そういったものではないと思います。

それと、この住民との合意形成の関係で、先ほど福祉部長の方で答弁があったんですが、南日本新聞報道、副市長、名前入りですよ。当然、議会でそういう質疑があったら、当人が答弁して当たり前じゃないですか。あの記事は、南日本新聞が嘘だったんですか。それぐらいは常識的なことでしょう。きちんと自分が名前入りで取材に応じたわけだから、きちんとそれをしないとイケないじゃないですか。再度、そのことについては、後で答弁を求めます。

それと、この本会議で議事録はありますかと問うたときに、9月議会、ありますと答弁をされてるんですよ。それを今度は要点筆記だったと、速記だったと。そういう議会に対して、いい加減な答弁でいいんですかね。あのとき、議長にお願いをしましたよ。確認をしていただいても結構です。議事録はありますと答弁されてるんですよ。それを住民の皆さん方から頂いたこれを見ると、議事録は無いと。しかも要点筆記だったと。そういうことで、議会に対して責任ある答弁をしてもらわないとイケないと思います。このことは、今後ですよ、審議をしていく中で、議会に対しても嘘を言うのではないかとこの心配があるから、私はそういうことをきちんと責任ある答弁をしてくださいと言ってるんです。再度、この点については、あの9月議会の答弁は嘘であったのかどうなのか、その事実だけ再度お願いします。

そして、あと財政負担の問題では、確かに国の規制緩和、児童福祉法の改正、そういったもので民間に対しては補助金という形でできますけど、普通の公立保育所、一般財源で交付税措置されてる。このことに対してのきちんとした財政負担が厳しいというのであれば、そのことも、もちろんそれは後年度ですから、いろいろあるでしょう。だけれども、全くないというわけじゃないでしょう。今回の補正予算だって、この議案が通ることを前提に2,400万円きちんと基金から取り崩してやっているわけでしょう。こういうのは、本来もうずっと前にやっとなきゃいけないことですよ。だから、こういった民間だと補助金があるけれども、公立保育所だと無いと。一般財源に交付税措置されてくるわけですから、これはきちんとそういったことも含めて、どれぐらいの財政負担が生じるのかということぐらい予測されて、

提案されないといけないじゃないですか。ぜひその点について再度お聞きをしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この民間移管につきましては、先ほど申しましたように、行財政改革の中で取り組んできているということでございます。旧志布志町で先んじて公立の保育所が民間移管されて、そのことについて特段、保護者の方々からどうこうといったことはなかったと。そして、充足率につきましても、かなり高い数字で充足率がなされている。しかも、財政の中で考えていけば、今後大きな形での大規模修理が必要になってくるという状況があるというのを考えたときも、民間の方をお願いして、この際、新しい保育所の運営をした方がいいというふうに判断したところでございます。もちろん、私自身、今ありましたように、「子育て日本一のまち」を目指すんだということでございますので、その民間の方々ができる事業につきまして、様々な形の市の支援をやっていきいたいというふうに考えているところでございます。

それから、指導につきましては、公立保育所を希望される場合は、市自らが運営する公立保育所で保育サービスの提供をお願いするわけでありますが、民間保育所希望の場合には、市と民間保育所の間に市が負担する保育実施義務に基づく保育サービスの提供を民間保育所に委託しているという形になります。市は委託しました民間保育所の保育の実施に関して不履行があった場合は、保護者に対し自らも責任を負うこととなります。保育実施主体として適正な保育を行う義務があることから、委託先の民間保育所で不適切な保育が行われていると判明した場合には、速やかに改善措置を取るべき義務が存在しているということでありまして、このことに基づきまして、私どもは確約書ないし、あるいは協定書に盛り込むという形になろうかと思えます。そのようなことで、今後、民間になりましても、市の指導は及ぶというふうに考えます。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

ちょっと私、記事の前段の分については、直接、私、取材を受けておりませんでしたので、部長がお答えしたわけでございますけれども、答えた内容につきましては、私どもも、建て替えや特別保育といったようなものについて、国の補助が無くなっているということで、いずれは市の負担ということで、財政的に苦しいという答弁については同じでございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議事録について、再度、お答えをいたします。

先ほど申しましたように、速記による要点筆記ということで、その会議の状況についての記録をしたということでございます。したがって、その内容をつぶさに正確に伝える会議録といえるような内容ではないということ。それから、公開につきましては、私ども、その特定の法人の経営状況、あるいは複数になった場合は優劣を決めなければいけないということで、その法人にかかわりますプライバシーが公開されるということになる。それから、そのことで今後の法人経営に影響を及ぼすといった、そういったことを総合的に判断して、その記録については公開をしないということにしたところでございます。

あと、先ほど、市長が指導・助言につきまして、判例等に基づいた答弁をいたしましたけれども、基本的には児童福祉法で、保育については市町村が全部の責任をもって実施をするんだということが、もう法律で明記してあるわけでございますので、当然、その法律に基づいて市が全責任を負っていくとい

確に出していただきたいと思います。向こう何年間をあなたたちが後年度負担のいろんなことをされたんでしょ。今、18年度決算でおっしゃいましたけど、これ人件費、私たちがもらったあの資料では、人件費の分が本庁舎に来られるという、ここで少し操作がされています。だから、その点で明確にどれぐらい違うんだということを出していただきたいと思います。

それと、最後に仮に、仮の話はあまり市長はしたくないということでしたが、提案が今回されましたので、仮にこの議案が通ったとして、ここで働いておられる保育士の方々は、どこに配置をされるんですかね。蓬原保育所ですか、これ、あなた方はこれまで正規の保育士を配置できないとかいろんなことを言って来られたんですね。そのことで行政改革推進委員会の答申、これもきちんとした民間移管後、市の指導・助言がされる体制を整えていくとか、保育所職員の円滑な配置転換に努めることと言ってるんです。これまでは人の採用がなくて、正規の人を配置できなかった。仮にこれが通ったとして、今、職員の方がおられますね、臨時の方、パートの方、正規の職員。蓬原保育所に全員お集めになって、そこに配置転換をされる考えなのか、そこについての職員に対しての考え方、もしそういうものでないのであれば、これまで志布志町の経験から言うと、保育士の先生方、すべてとは言いませんけれども、病休になる。そして早期にお辞めになっていく。このことはもう明確になっております。早期退職されている人も何人もおられます。病気休暇の方も何人もおられます。そういった問題等を認識して、首長はこの職員の配置転換、そういったものをどういうふうに保育士の先生を考えているのか、それと併せて臨時の職員の方々の雇用不安、このことをどういうふうにあなたたちはきちんと対応していこうと考えているのか、そこについてだけ、最後お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議事録の件につきましては、先ほど、部長が答弁したとおりでございまして、私どもとしましても、皆様方に正確にお伝えできなかったということにつきましては陳謝したいと思います。私自身は、責任ある答弁はいつもそのようなことを心して考えて、そしてそのような形でやっているというふうに自覚はしております。今後ともそういうような方針で努めていきたいと思います。

それから、蓬原保育所についてでございますが、職員の配置につきましては、全園民間移管というような方向で2年間、そして旧町時代からも取り組んできたところでございます。現在のところ、まだ蓬原につきましては、受託される方が決まってないという状況でございますので、それが前提になった形での職員配置になってくるのではないかなというふうに考えます。

○福祉部長（蔵園修文君） 後年度の財政負担につきまます資料につきましては、これから準備をいたしまして、明日、委員会に可能な限り作成をして提出したいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） この一括議案は、この後、文教厚生常任委員会に付託されて、そして連合審査になるかどうかは、その後の協議ですが、そういった方向性が先ほど、全員協議会で示されております。そういった観点から、大枠、細かい細部にわたっての質疑は、そういった場でまたなされるであろうというふうに思いますので、大局的な観点から何点が質疑をしておきたいというふうに思っております。

まず、基本的なことをお聞きしたいと思いますが、いわゆる旧志布志町でも民間移管は2年かけて行われてきたわけですが、やはり地域、地域によって、保育のニーズというのが違う。大きくくりで言った

場合に、民間移管をした方がいいという議論がなされていったときに、いわゆる多様化する就労形態の中で、そういった就労形態に対応する保育をやっていくためには、公立ではなかなか難しいといった意見等も当初ありました。いわゆる24時間保育であるとか、夜間保育であるとか、休日保育であるとか、病後児保育であるとか、様々ないわゆる保育ニーズが寄せられてきた。それに対応していこうということで、民間移管の議論というのが、旧志布志町でもあったところでもあります。それはそれとして、それは大枠での民間移管への保育ニーズというふうに言っていると思うんですが、今回、松山、松山町はこれまで民間移管は経験しておらないわけですね。そして、有明でも9年ぐらい前ですか、伊崎田が委託を受けて、本年度4月から移管というふうになりましたが、大きな意味で移管の経験は、今回が初めてであろうというふうに思います。そして、地域においても、旧志布志町のいわゆる商業を中心とした、どちらかという、あの中心部の街部と農村部、いろいろ保育ニーズが違いました。そういった意味から言うと、この有明の保育園の今回上がってきております2箇所、そして松山の3箇所、様々な保育ニーズがあると思いますが、いわゆるそういった保育ニーズに対する保護者の声、こういったものがやってほしいんだと、それが公立ではなかなかできていないんだという、そういった声とかいうのをしっかり受け止められて、こういったことをやはり考えられる前提の一つになっているのかと、ここをひとつお聞きをしておきたい。

そして、今、上がってきているこの議案を見ていきますと、いわゆる5箇所の公立保育園に対して、地元、志布志市内の社会福祉法人が1箇所、そこが有明と松山の部分を手を挙げていらっしゃる。あとの3園に関しては、市外になっているわけですね。そして、先ほども質疑がありましたけれども、結果的にこの1園、有明だけが2箇所手を挙げていただいたわけですが、このほとんど2園若しくはほかは全部1園と、こういう応募になった最大の理由は何だと、市長は受け止めていらっしゃるのか、そこをお聞かせをいただきたい。

そして、今回、市外も含めて、1園で2箇所を頑張りたいというふうに手を挙げていただいている所があるわけですが、例えば一遍に2箇所となった場合に、その公立保育所の場合、職員は引き上げますね。そして、それまでの方々が残られます。そして、そのまま残してほしい、頑張してほしいということで、多分移管になっていくんだろーと思います、やはり経営方針と合わないということで、辞めていかれる方も出るやも知れません。そういった中で一遍に2箇所となると、そこに園長さんを置き、主任さんを置くといったときに、人的配置、人材の確保と、そういったことがかなり難しくなるんじゃないかという、すごく心配をするんですね。そういった部分に対する配慮はなされているのか。そして、なかんづく今回、市外の社会福祉法人がいらっしゃるわけで、これは実際ですよ、この地元の雇用形態を守ると、志布志市の雇用形態を守ると、そういった意味では、やはり地元で手を挙げていただく所があって、そこでまた地元の人を採用していただくとか、そういうことがあって、一番理想だったんだろーなというふうに思いますが、これが市外になることによって、市外の方から、例えば園長とか主任さんが入ってくる可能性が高い。そして、雇用する場合にどうなるのかという問題ですね。こういったことに対する考え方をまずお聞かせいただきたい。

そして、先ほど来出てきてますけど、この建て替えの問題、財政的な問題で必ず議論される問題、か

なりの財政負担がかかってくるというのを見越しながら、そのことも理由の一つとして民間移管があるんだらうと思うんですが、市長、これはほとんど老朽化してますよね。そして、今回の予算で、本来は当初ぐらいで出てこにゃならん予算ですよ。だけれども、今回出てきている。最低限の補修をするということを出てくる。これはその場のしごきですね。あくまでもぎりぎりいっぱい。そして、これが民間に移管をされていく。されていったときに、やはり子供の安全等を守るためには、もうそろそろ建て替えをしなければいけないんじゃないかというふうになってくるんだらうと思うんです。そのときには、いわゆる民間の経営者の方の考え方で、その時期等も全然違ってきますね。一方は、ある程度の耐用年数がもう過ぎている。30年、50年、分かりやすく言えば、30年の所が建て替えて、40年のところはまだ建て替えないということだってあり得るわけですよ、考え方としては。そうすると、そこでの子供の安全という面に対してどうなるのかという心配等もやはり出てくると思います。そういった部分の考え方、そして建て替えて市行政でも、なかなか財政的に大変という状況の中で、建て替えて民間の方がされるようになったときに、市としては補助を例えば3分の1するのか、4分の1するのかと、そういった議論はなされてないのか、そこもお聞かせください。

そして、南日本新聞に昨日でしたか、記事が出ました。この記事で気になったのは、有明町立の4箇所と松山町立の1箇所というふうになってます。これは記事、間違ってますよね。このことに対する一つの考え方、そして先ほど来出てます1箇所が残る。これは名前は出てませんが、蓬原保育所ということはもう事実上明らかですが、この段階で僕の認識として、蓬原保育所、市長は6箇所やるという方針の下に努めてみえてますね。これは来年度に譲るということは、市長、述べられているんですか。蓬原保育所は今後話をしあって、例えば12月議会、そういったところで上げられる可能性がないとは言えないわけでしょう。そういった意味で、こういった記事、いわゆる記事の姿勢自体は僕は何も言うことはありません、記事の姿勢自体はですね。ただ、こういった部分に対して、市長としてはどういう対応を取られているのか、ちょっと気になってますので、そこも答弁を願いたい。

あと、文教厚生常任委員会で陳情が上がってきた経緯で、1年ほど、有明保育所のことに関しては様々な議論がなされてきたと思うんですが、それ以外の我々総務あるいは産業建設常任委員会の皆さんは、具体的な議論というのは今日からが初めてというふうになるわけですが、旧志布志町でもそうだったんですが、2年にかけてやってきた。3園、3園ずつやった。有明は、去年は方向性は示されてましたけど、見送って、今年から始めた。そういった意味から見たときに、この民間移管というのは、その必要性というのは十分理解するところでありますけれども、いわゆる緩やかに円滑に、進めていかれるべきであろうというふう思うんです。そういった意味からみれば、いわゆる住民の納得がある程度きっちりできた所から順序よくやっていって、2箇所ぐらいずつでもいい、3箇所ぐらいずつでもいい。そして、その反対されている人たちというのは、いろんな不安を抱えていらっしゃると思うんですよ。そういった不安が実際どうだったのかと、民間移管してですね。2箇所、3箇所移管した所の状況を来年度あるいはその次、見ていただくことによって、理解が進んで、より円滑な、緩やかな民間移管が可能だったんじゃないのかと、私はそういう観点も持ってます、その辺に対する考え方。

そして、先ほど出てました、この民営化することによって、コストの問題が議論されます。そして、

今後このことが委員会等でも出てくると思いますが、当然そのことを市長も財政的なことも含めて議論をして民営化ということも答弁をされてますね。そういった中で、じゃあ将来的に軽減される。見込まれるコストがあるわけですね、軽減コスト。それをどのように配分していくのかというビジョン、そういったビジョンも無しにやっていくというのは、とんでもないことですね。これを今後のいわゆる児童福祉、その施設等に整備を与える、あるいは子育て環境整備にそういったものを配分していくとか、そういったところまで議論されてるんですか。そこもお聞かせください。

そして、行政の側も厳しい、国の財政も厳しい、そして民間に対する補助金の在り方も見直しをされて、民間においてもだんだん厳しくなる。そういった状況の中で、お互い厳しい状況の中で、この民間移管というものが、今、議論になっているわけですが、こちらから先ほども出てました民間の方々にどうかお願いをしますと、いわゆる手を挙げていただけませんかというふうに、無理といたらおかしいですけども、かなりお願いをして、こういう状態になってるのかどうか、この点。

そして、最後に、ここと関連するんですが、実際こういった流れの中で、有明保育所も2箇所、蓬原も1箇所、蓬原は辞退されたように聞いておりますが、有明も辞退されて、その後、2園が手を挙げたというふうに聞いてるわけですが、例えば、僕がすごく気になるのは、その段階で、その後に即、市外に公募の分を回してますね。その段階で、僕は再度、地元を声を掛けるべきであったらというふうに思ってます。旧志布志町でも元気一杯やっつけたい所はあります。最初の公募のときに、大体枠組みが決まりましたね。説明会等もありました。当然、そういう段階、そこで決まるだろうという、そういう民間の方々の暗黙の了解といたらおかしいですけど、そういったことがあって、引かれている方々もあったんじゃないかと思うんです。ところが、有明保育所が引かれるとか、いろんなことがあった。その段階で、再度、旧志布志町であるとか、そういった民間の方々にこういう状況になっておりますが、検討はされませんかとか、公募を今やっておりますがという呼びかけをしなかったのか、そういったところを含めて答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めに、その地域、地域に合った保護者の方々の要望等をくんだ形での流れになっているのかというようなことですが、私どもは地域のそれぞれの保育所につきまして、説明会ないし意見交換会を重ねた上で、そして委託される方を選定した上、その方々にまた改めて保護者会の方々にプレゼンテーションさせていただいたということですが、

その中で、その地域、地域の実情というものにつきまして意見が出され、私どもはそのことについて、その取組については保護者の方々に御説明申し上げて理解していただいているところでございます。

そのようなことで、その地域、地域に合った形で十分、私どもは取り組んできたというふうに考えております。

それから、それぞれの園の応募が2園ないし1園ということで、極めて少なかったという状況でございますが、このことにつきましては、公募というように形をとらせていただいたということで、結果的にそういったことになったということでございます。

最後に、質問された、それとも関連するわけですが、私どもとしましては、受託をされる方々

は、まず初めに市内の方々をお願いするのが当然というようなことを考えまして、そのような範囲で公募をしたということでございますが、結果的に公募しましても、応募がなかったという状況がございましたので、さらに範囲を拡げてしたということで、結果的にこういった数になったということでございます。

その際、有明の保育所につきましては、議員おっしゃいますように、申込みをされた方が辞退された時点で、再度、市内にかけるべきではなかったかというような御指摘でございますが、一応公募というような形でありましたので、そのことについて、私どもはもしそのような状況というものが把握できる立場にあるということだったら、多分、打診ないしは応募があるんじゃないかなあというふうに期待していたところですが、そういったことがなかったということで、市外にというようなことで公募したということでございます。

それから、今回、改めて2園について1人の方が選定されまして、そして委託を請け負うということで、ただいま御提案しているところでございますが、この方につきましても、私どもはその選定の委員会の中で、そのような状況について、きっちり人的な対話ができるのかということは確認しているところでございます。そのようなことで、確認はされるというふうに思っております。

そういうことで、市外の方が受けられるとなると、当然、園長ないしは主任保育士というのは、その委託される方が決めて、そして経営にあたられるというふうに考えます。このことにつきましては、また私どもの方も、できれば地元の雇用をお願いしたいというふうに考えております。

建て替えにつきましては、本当に耐用年数を過ぎていた老朽化した建物も多いということで、市としても本当はそのような財政的な措置がある期間の中に取り組んだ方がよかったわけでございますが、その頃から、もう民間移管というような方向性がとられていたというような経緯があります。今後、民間の方が建て替えをされるということに御希望がございましたら、当然、私どもの方としましても、十分そのことには対応していきたいというふうに考えます。

それから、旧志布志町が取り組んだように、2園ないし3園を年度的に分けて移管すべきではなかったかというようなお話ですが、私としましては、そのような流れが従来とられてきておりましたので、6園同時にできるものなら、した方がいいというような形で、今回取り組んだところでございます。そのような形で、保護者会の方々にもお話を申し上げまして、御理解いただいて、今日のような結果になったというふうに考えております。

それから、財政的な面でございますが、当然このことにつきましては、将来、少子化というものがさらに進んでいくというふうに考えます。そのようなものも含めまして、市として保育行政というのはどういったふうにあるべきか。例えば、将来的に子供がまださらに減っていくとなると、保育園自体も合併統合というような形になろうかというふうに思います。そのようなときに、先ほど申しましたように、例えば建て替え等も含めた形の、そういった地域の再編というようなことも含めた形で検討すべきだというふうに思います。

それから、受託をされる法人につきましては、応募していただだけませんかという願いをして、そのような形になったのかというような御質問ですが、このことにつきましては、一応またこういった形で公

募をしますというような案内はしたところでございます。そのようなことで、無理に応募してくださいということをしたわけではございません。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） 答弁漏れが一つあります。新聞報道での間違いがあって、蓬原保育所について、12月議会での対応をするのかどうかという質問が抜けておりますが。

○市長（本田修一君） 蓬原保育所につきましては、現在、受託希望の方がいらっしゃらないということでございます。私どもとしましては、6園一緒にこの民間移管については取り組みたいということが前提でお話をしているということでございますので、引き続いて受託法人を求めていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 市長、南日本新聞の記事の、いわゆる移管先の記事の間違いがありましたね。それと、今の蓬原の件の間違い、こういったことに対して、どういう対応を市としてとったのかということをお聞きしておりますので、その件も答弁をお願いしたいと思います。

あと、市長の答弁をお聞きしまして、いろいろと感じたわけですが、確かに保護者会等、何回か開かれて、その地域に足を運んで、その地域の皆さんの声を何回となく聞いて、できるだけその地域の住民の声を反映できるような体制をとりたいということで話し合いを続けてきたということであつたらうと思います。それはそれで理解をいたします。当初聞きたかったのは、その地域の方々が実際ですよ、求められている保育、いわゆる保育ニーズですね。例えば、城南保育所であれば、どういったことを具体的に求められたのかという、求められているのかと、そのことを例えばアンケートであるとか、いろんな形で取ったのかということをお聞きしたかったわけです。それは全体を含めて、お願いをしておきたいと思います。

保育所の応募の件、そして市外という問題ですね。この件については、やはり少し市長の答弁を聞いても、しっくりこないなあという気が少しするんですが、一回しっかり公募を、まず志布志市内ということで公募したと。しかし、実際のところ、先ほどあつたような形になってしまった。ところが、有明に関しては辞退をされた。繰り返しになりますが、実際はああいった民間保育を一生懸命されている所というのは、やはり先ほど言われたように、情報の流れというのは確かにあるでしょう。しかし、一回声が掛かったときに手を挙げてないからなあというふうに思われて、そのままにしておかれた所もあつたんじゃないかなという気もするんですよ。その段階で、やはりせめて結果的には市外になったかも知れないけれども、市内にもう一回戻して、有明保育所はこういうふうに辞退になったので、今、公募中であるという声掛けをしてないということが、僕は良くないなあというふうに、そのことに関しては思ってるんですよ。そこに対して、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

そして、この人的配置の問題に関しては、しっかり選考委員会等でも、そういったことも含めて見ていただいて、人材の確保は間違いのないであろうと。そして、雇用の面もしっかりお願いをしていくということでしたので、それはそれでいいとして、そこで、市長、この選考委員会でいわゆる選考をしていく。そして、そこには我々が少ししっくりこない、市外という問題も入ってくる。情報は少ないんですよ、市外ですからね。地元のことだったら、ある程度分かっても。そういった所の分も含めて、選考委

員会で審議をする。この選考基準なるものは大枠でどうだったんですか。いわゆる民間移管というのは、保育ニーズに対応するために必要な部分が多々あるなどというのは僕の理解でもあるんですが、ただ民間移管、民間移管ということで、それが一人走って行って、いわゆる地元がなかったから、市外にぼーんというような、安易なもう民間移管ありきありきでいくという在り方で、結果的にそこの経営状態だとか、いろんなことが後になって分かって、3年、5年後に、なかなかそこが維持ができないとなったら大変なことじゃないですか。そういったことも含めて、どこまでそういった審議が選考委員会でなされているのか。監査は県がするんですよね。そして、具体的な実態というのは県がにぎっていますけれども、そういった監査的な部分まで入り込んで、ちゃんと審議がなされたのか、そこをお示しをいただきたい。

そして、一遍に6園でなくともよかったんじゃないかと、緩やかに納得を得ながら進めた方が良かったんじゃないかということに対して、市長の方は合併以前からの流れ、そういったことも含めて、機は熟したというふうに市長の判断としてはそういうことだったんだろうと思います。実際、だけれども進めていったら、結構ハレーションがあったりして、大変かなというふうな実感を持たれたと思うんです。そういった段階で、地域、地域のニーズに即して話をしていった結果、理解をいただいた所がどこどこあったとして、そういった所から1年、2年、3年かけて、進めていった方が良かったんじゃないのかと。そうすることによって、それが多分民間移管をして成功する。僕は志布志町の立場ですから、結構成功したと思っていますのでね、そういう成功した例をもって、今まで経験していらっしやらない有明、松山の保護者の方々、そういった方々に理解を求めていった方がより良かったんじゃないのかという気がしてならない部分があります。

あと、お願いをしたのではないのかということに対しては、公募という形ではしてるけど、そこに行っただけに何とか受けていただけませんかということは絶対にはないですね。ありませんね。はい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域のそれぞれのニーズにつきましては、先ほどもお話しましたように、説明会ないしは意見交換会、そして保護者の代表の方々の選考委員会などの要望というような形で、それぞれ地域のそれぞれの特色ある要望等があったというふうに考えております。それは特段、アンケート等は行っておりませんが、そういった形で把握できたというふうに考えております。

それから、先ほどもお答えしましたように、流れといたしまして、有明保育所につきましては、辞退された時点で、もう一回、市内に公募をかけるべきではなかったかということについて、私どもとしましては、前段でそのような応募がなかったということがありましたので、そのことについては先ほども申しましたように、もしそのような状況を把握されているなら、私どもの方に打診があるんじゃないかなあというような気がしておりましたところでした。結果的には市外にというようなことになったということでございます。

選考基準、経営審査等につきましては、担当に回答させます。

○副市長（瀬戸口 司君） 選考委員会の件についてでございますけれども、まず私どもはそういう公募に応じていただいた所に出していただく資料といたしまして、もちろん保育の方針、それから平成17

年度、18年度末における決算状況でございますね。法人におきましては、貸借対照表、収支計算書なり、損益計算書、それから財産目録、現在経営する施設の状況といったようなものの提出を求めているところでございます。

そのような点プラス、またそういう公募をされた方につきましては、プレゼンテーションという形で委員の面前におきまして、保育方針等について説明をいただいたところでございます。そのようなことを踏まえまして、保育方針あるいはその経営状況、園の安全管理体制、保育サービスの内容の充実、保護者のニーズや要望等にどういうふうに対応するかといったような観点から、各委員がそれぞれ判断されたものというふうに考えております。

○福祉部長（蔵園修文君） 市内に再度、公募をかけるべきではなかったかというお尋ねでございますが、これにつきましては、市内で応募がなかった段階で、次の公告を出す以前でございますが、それぞれの市内が優先すると、市内にお願いしたいという前提で最初の公告をかけておりますので、そこにつきましては、再度、意向調査を直接出向いて行った結果、応募はしないということでございましたので、近隣の隣接する団体に拡げて公告をしたということでございます。

○市長（本田修一君） 新聞記事のことにつきまして、対象の保育所の数につきましては、間違いであるということだと思います。

それと、私どもは、この記事につきましては、少しこの相談された方々、保護者の方々がこういった形で言っているというような記事に構成されているというふうに考えたところであります。

○14番（小野広嗣君） 市長、市長の考え方はそれでいいんですよ。それは市長の考え方です。僕は、この記事の考え方自体を言ってませんからね。あくまでも先ほど確認しました、旧松山町立が1箇所、旧有明町立が4箇所という間違っただけの記事、そして残りの1箇所は来年度以降の移譲を目指すという、誰が答えたのかということなんですよ。そういうことを言ったんですか。その確認、もしそうでないんだったら間違いでしょう。そういったものはきっちり申入れをするべきじゃないんですか。そういったことがなされているのかということなんですよ。それはまたお願いします。

もう最後ですので、先ほど少し大事な部分で答弁をいただきましたが、例えば民間移管になった場合に、建て替えをすると、民間の方が決意の要ることだと思うんですが、されたときに、市長は十分それに対応していきたいというふうに言われましたね。でも、それはですよ、すごく受け手の側にとっては、大きな言葉、大事な言葉なんですよ。それをどういうふうに具体化していくのかと。いわゆる協定書であるとか、確認書であるとか、そういった所にしっかりうたっていないといけない問題ですね。これも含めて、しっかりうたっていくのか、そこも答弁をしていただきたい。でないと、そう思ってますよ。済む問題じゃないですよ。具体的なものが出てない。どこまではとか、議論を庁内でしっかりして、その建替総額のどこまでは補助するとかですよ、ある程度打ち出していかないと、これは約束はできないじゃないですか。そういったことの答弁をまず含めてお願いしたいと思います。

あと、この選考委員会の中身については、今、副市長の方から話されて、提出されたものというのは分かりました。そのことは具体的に、また今後出てくるでしょう。いわゆる選考委員会は保護者が2名入っていらっしたんですかね。それも含めて、ただ、すごく気になっている点、要望書の件は、今

後議論になるでしょう。いわゆる有明の要望書の中を見ていくと、保護者代表として入っていくけど、全体がもう民間ありきという雰囲気の中で、これは事実かどうか分かりませんよ、確認をとってるんですよ、今。全体が民間ありきという選考委員の雰囲気の中で、保護者としてそこに居るとするのは、居づらいというか、もう意見も言えないような雰囲気であったというのが要望書の中にあるんです。これは有明です。有明に限らず、全体的にどうだったんですか。それだけお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この数につきましては、とにかく対象の保育所は旧有明町立が4箇所と、それから旧松山町立が1箇所、これは間違いでございます。

それから、民間移管できなかった部分につきまして、来年度というような形の発言はしていないというふうに確認しております。

[何ごとか言う者あり]

○市長（本田修一君） 間違った部分につきましては、きちんと申入れをしていきたいというふうに考えます。

○副市長（瀬戸口 司君） 選考委員会の状況でございますが、有明保育所を除く4保育所につきましては、保護者代表の方を含めまして全会一致によりまして、移管先の内定をしたところでございます。有明保育所につきましては、先ほどからございますけれども、途中で保護者の委員の方が退席されたということでございますけれども、その際に他の委員の方々から、市としても努力をしており、そういう大方の同意も得られたということであれば、もう決めた方がいいんじゃないかという御提案がございまして、それをお諮りしましたところ、皆さん同意がございましたので、選考したところでございます。先程、設置要綱の話もございましたけど、この委員会につきましては、過半数の出席で、議事は委員の過半数で決するというふうに規定いたしておりますので、そういう委員からの御意見もございましたし、残りの委員全員の同意もございましたので、そういう形で選考を進めて内定をしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 委員会付託ですので、委員会でやりたいと思うんですが、基本的なことをひとつ伺いしておきたい。

といいますのは、今回、こういう形で民間移管をされるということになりますと、この移管先の企業がどういう企業であるのか、そのことは議会にとって大変大事なことであります。将来、もしということがあれば、その地域の保育がどうなるのかということをお大変懸念をいたします。したがって、今回、それぞれ3社会福祉法人が御提案をされておりますが、中でも私ども、地元として地元の福祉法人はよく存じ上げております。しかし、今回、大隅町、それから大崎町、二つの法人が提案をされておりますが、これがそれぞれ現在どういう経営状況をされておられるのか。例えば、園の数とか、あるいは園児の数だとか、その福祉法人の保育精神だとか、やっぱりそういう資料が少し欲しかったなあと。そうでないと、現在はいいんでしょうけれども、将来、少子化がだんだん厳しくなってきたり、園児数が少なくなっていく。そうすると、当然、企業でございまして、経営の心配が大変あると。そういうことを考えると、この企業体の説明を、今、欲しいものだというのが1点でございます。

それから、先ほど小野議員からも保育行政の在り方が少し質問がございました。今回も、私もこの御提案を拝見をいたしまして、何か先の見通しがいい民間移管だなあという気がしてなりません。なぜならば、松山町を一つの例にとりますと、松山町に現在3箇所ある保育所が、2箇所と1箇所ということで、法人が分かれて民間移管になる。将来、少子化が進んで、園児が少なくなっていけば、私は現在のこの200人ある園児がもっと少なくなっていく。そうすると、一つの園で保育ができるんじゃないかと。そうなった場合に、福祉法人一つであれば、その作業がしやすいと。しかし、一つの町に二つの福祉法人が入っていると、大変難しい問題が起きるだろうなあという懸念をいたしております。そういう意味では、私は保育行政をされている現在の法人の皆さんが、だいたい三つ経営をされておれば、それ以上は大変なんだろうなあ。実際、その志布志の大きな福祉法人が手を出してないということが物語ってるなあというふうに思っています。そういう意味でも、今回の法人がどういう経営状態であるのかということをおひとつ御説明をほしいというふうに思います。

○副市長（瀬戸口 司君） 法人の状況が分かる資料が出せないかという御質問でございますけれども、いろいろ資料を出していただいておりますけれども、法人の方から。ちょっと出せる資料、まあ出せると思いますか、公にできる資料、できない資料、ちょっと検討させていただいて、委員会の方で答えさせていただきますと思います。

○市長（本田修一君） 今回、松山の場合、3保育所が二つの法人ということになったわけですが、現在の保育所をそのまま存続させるということが前提になっておりますので、このような形になったというふうに考えます。将来につきましては、当然、今お話があったように、三つの保育所とも一つの法人がした方が、合併・統合という場面に至ったときには、話が早いというふうには考えるところでございますが、市内全域を見ましても、いろいろ区域ごとにそういったふうに固まった形で経営されているわけではないということですので、将来的には市全体としての、そういった保育行政の在り方というものは、また別な形で考えていかなきゃならないかというふうに考えます。

[何ごとか言う者あり]

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○福祉部長（蔵園修文君） その法人の概要等に関します資料につきましては、経営内容を、先ほど副市長が申しあげました決算の資料とか、そういったものを除いて、可能な限り委員会に御提出をしたいというふうに思います。

○31番（野村公一君） その資料はまた別としましてね、民間移管をしていく法人の説明ができないというのはどういうことかな。例えば、これは住所と、笠木福祉会、それは書いてありますよ。しかし、我々は、笠木福祉会がどこにどういう形であるのかは分からんのですよ。せめて、現状は一つの保育園

をしていますとか、二つの保育園をして、園児がこれこれおりますという説明はされないかね。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午前11時51分 休憩

午前11時53分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○福祉部長（蔵園修文君） 失礼しました。

今回御提案しております移管先の法人の経歴及び保育方針等について、若干御説明をさせていただきます。なお、詳細な資料につきましては、委員会で配付、お願いをしたいというふうに考えております。

まず、社会福祉法人若草会、今回、野神保育所、みどり保育所で御提案を申し上げます若草会でございますが、理事長は武石由美子でございます。平成9年7月から認可外保育所として、志布志町で愛ゆみ幼稚園を運営をされている方でございます。平成16年から、旧志布志町の公立おおぞら保育所の移管を受け、現在に至っております。おおぞら保育所につきましては、30名定員に対しまして、40名の児童数でございます。保育方針につきましては、基本的な生活習慣とかありますが、保育実績につきましては、延長保育、1時間延長で午後7時までを実施事業として取り組んでいる。それから、一時保育を実施事業として取り組んでいるということが概略でございます。

次に、社会福祉法人笠木福祉会でございますが、今回、城南保育所とさゆり保育所で御提案している法人でございます。理事長が中根賢明という方でございます。昭和54年から、大隅町にありますかさぎ保育園を運営をされております。そして、平成15年から旧大隅町の公立大隅北保育所の移管を受け、現在に至っております。保育方針としては、子供の人格、人権を尊重し、一人ひとりの思いを大切にしますということで、主なものを3項目程度お示しされております。園児数につきましては、かさぎ保育園が45名定員に対しまして43名、それから大隅北が45名定員に対しまして36の児童数ということでございます。保育実績でございますが、延長保育、これが1時間延長、午後7時までを、それから一時保育に取り組んでいるということでございます。

それから、社会福祉法人ちびっこ福祉会、有明保育所で御提案をしている法人でございます。代表は、理事長、吉岡順一でございます。出身は有明町の方でございます。野方の方で経営をされております。平成元年から平成17年度まで認可外保育所として、ちびっこ保育園を運営されておりました。そして、平成18年度から大崎町の公立野方保育所の移管を受け、現在に至っております。野方につきましては、90名定員に対しまして101名の児童数でございます。保育方針、いきいきのびのびとした子供たちの心身の成長・発達を援助する等々でございます。保育実績につきましては、延長保育、1時間延長で午後7時まで、それから一時保育に取り組んでいるということでございます。

最初、若草会につきましては、志布志で認可外の名称が、私は愛ゆみ幼稚園と申しましたが、幼稚園でございます。失礼をいたしました。訂正をしたいと思います。

こういったことで、事業の概要でございますが、先程申し上げましたように、詳細な園児数、それか

ら職員数等につきましても、委員会に資料をお願いしたいというふうに考えています。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

○23番（東 宏二君） 今日の提案の中で、建物だけの無償譲渡ということで出ているわけですが、備品も多分あると思います。この備品も市の財産ということでございますので、その分の譲渡の価格が出てない。旧志布志町時代では、ほうき1本から出した経緯があるということでございますが、これも審査の対象になると思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 備品につきましては、当然、市の財産でございます。したがって、この取扱いについては、議員がおっしゃいますとおり、適正な取扱いをしないといけないということは、もう私どももそのように考えているところでございます。ただ、移管先法人が決定した後、その法人と協議をしたい。必要な部分、それから必要でない部分というのが、当然出てくると思います。備品につきましては、今、当然、市の監査を受けております備品台帳でございますので、その中で特に志布志でもあったかと思うんですが、遊具とか、そういったもの、不要なものが、不要と言いますか、法人から見たら必要でないもの等がある場合もございますので、そこにつきましては、今後、決定した後、法人と協議をしながら移管については詰めていきたいと。当然、財産の譲与については、契約を取り交わすということで考えております。

○23番（東 宏二君） 不要品が出るということで、また市としては、処分料というのが出るわけでございますが、やはりある物が、これは要らないとか、あれは要るとかじゃなくして、そういう無償譲渡であれば、全備品、やはり譲渡していただくことが条件ではないでしょうか。また、財政から出して処分料、今、処分料が高くなりますので、その辺の担当課の考え方はどうですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 当然、処分をするとなると、その処分に係る経費が必要になるということでございますが、すべて引き受けていただければ、その財政負担というのは生じないということになるわけでございますが、3月までにその詰めていく中で、当然そういった備品の整理を含めて、そういったものが出てくるということは想定をされるというふうに考えております。そうした場合には、その予算を伴う対応が必要になる。やむを得ない状況になるというふうに考えておりますので、そのことにつきましては、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 小園議員、そして小野議員の質疑に対する市長の答弁の中で、極めて重要な答弁がありましたので、確認の意味も含めてお伺いをいたします。

まず、民間に移管した後、その経営に対しては、様々な支援を行うといったようなことの答弁がありました。それは保育事業に関する支援を指すのか、具体的にこういったような保育を取り組んでいただきたいということへの支援、そういったことも含まれるのか。

また、それともう1点、これはさらに重要でありまして、この議案の根底を揺るがすようなことだと思っております。建て替えに対して、市が今後、支援を行うような考え方を示されました。このことは、民間移管の最大の目的は、保育コスト並びに施設管理費の節減であります。しかしながら、ここで今後の建て替えに対し、市がある程度、助成をする、また十分な対応をするといったことになりまして、既

に移管をされている施設についても同様のことが生じてくるわけでありまして、この議案の大きな転換、今後この問題が連合審査に入る前に、これは大事な問題であるということの受け取りいたしましたので、そのことについて、市長がどの程度お考えの上、答弁されたのか確認の意味でお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移管後に市といたしまして、保護者の方々を交えた形の、それから経営される法人等を交えた形の協議会なるものを設置いたしまして、保護者の方々の御希望がかなうような運営主体をつくり上げていきたいということでございます。その中で、保護者の方々が様々な事業について御要望があれば、そのことにつきましては、受けられる法人にきちっと伝えていきたいというふうに考えるところであります。

それから、移管後に例えば施設の改修というようなことになったときに、私は先ほどもお話しましたように、市としても対応していきたいというふうにお答えしたところでございます。これは当然、民間移管というこの流れの中で、私どもは市の保育事業について、こういった形にしたいということで御提案申し上げているわけでございますが、その中で国の支援を受けるということができなくなったというようなことがございますので、このことにつきましては民間の方々が国の支援を受けながら、取り組まれたときには市としては対応していきたいということを申し述べたところでございます。当然これは市の負担というのは義務ということではございませんが、市の全体の保育事業というのを考えたときに、そういう場面が生じるのかなあというふうに考えたところでございます。

○26番（上村 環君） 民間の経営でありますと、それぞれ独自の経営方針を持っております。その中で、預けられる保護者の方が、どこの保育園に預けたいとか若しくはどこの保育園であっても、ある程度一定水準以上の保育内容が向上するというのが、このメリットかと思えます。そういったことについて、ある面、市が支援をしていくということは、これは一つの考え方であって、私は悪いことではないなあと考えております。ただ、そのことと併せて、その建て替え等に対することを、市長がそこまで考えておられるとすれば、公募の中で、条件にしっかりと出すべきではなかったかと。民間移管の受託希望者が少ないということは、民間施設の老朽化、そして民間経営の厳しさ、こういったものが大きな背景にあると思っております。市がある程度、建て替えまで心配をしてくれると、場合によっては助成もしていくということであれば、これは公募の大きな経営受託者にとっては条件であります。そのことを示すべきではなかったかと。逆に、そういったことを示すのであれば、本来の民間移管からは外れるのではないかという疑問が生じたのでお聞きしたところであります。その公募について、先ほど、野村議員からもありました選考の基準作成といったものが、いかにあいまいであったかということを露呈したような答弁が先ほどから続いていると思っております。建て替えについての考え方、再度、その点だけをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたと思いますが、将来的には少子化ということで、市内全域保育園の在り方につきまして検討しなきゃならない時期が来るんじゃないかなあというふうに思っております。その際に、民間の方がさらに意欲的に経営をされるということで、建て替えを希望される場合があるかと思えます。そのときには支援をしていきたいということございまして、現在こうして民間移管の段階で、例えば

協定書あるいは確約書の中に盛り込むかどうかということにつきましては、検討してないところでございます。

○26番（上村 環君） 私が、冒頭、極めて重大な問題であると言ったのはそのところであります。小野議員の質疑に対して、建て替えについては、市が協力をしていく、支援をしていくと、十分対応すると、この答弁が極めて重要であるということを再三申し上げているわけでありまして。それであれば、本来の民間移管から大きく外れてくるのではないかと。それについては、移管後に協議をされるということでありまして、この条件が果たして今の市長の答弁をそのまま受け取って、今後、我々は審議ができるのかという疑問を持つわけでありまして。いずれにしましても、まだ他の議員の質疑等もあろうかと思っておりますが、現在の質疑の中では、まだ納得できる答弁は頂いていないということで、一応質疑は終わらせてもらいます。

○議長（谷口松生君） 答弁はありますか。

しばらく休憩します。

—————○—————
午後 0 時 09 分 休憩

午後 0 時 09 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○市長（本田修一君） 先ほどからお答えしておりますように、保育所の運営費の補助制度につきましては、平成16年度から変わっております。それまで国2分の1、県4分の1の補助があったというものであります。それが無くなってしまっていて、その後、建物が老朽化した場合の建て替え等につきましては、平成18年度から補助制度が公立の場合は無くなっておりますので、市単独で全額出資しなければならないと。しかし、民間が今後行うということになった場合、国から2分の1の補助がありまして、それは市としてはそれなりの対応はできるとしたいというふうに、今、考えているところでございまして、しかし、このことにつきましては、特段、義務ではないということでございます。先ほどからお話しますように、少子化が進んでいったときに、全体の保育園の在り方というものが検討されるという時期が来るかと思っておりますので、そのときには市としても市の保育行政の一貫として対応しなければならないんじゃないかなあというふうに考えているところであります。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は1時10分からいたします。

—————○—————
午後 0 時 11 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁で、市長の方から、再度答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（本田修一君） 先ほどの小野議員ないし上村議員の質疑の中で、老朽化している建物を民間が建て替える場合の支援について質疑がございまして、私の方で支援していきたい、ないしは対応していきたいという旨のお答えをしましたが、説明不足の部分がありましたので、誤解を招くことになりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

私は、保育所の建て替えにつきまして、国の補助制度が改正されたことにより、法人が実施する場合のみ補助制度が適用になることになりました。このことで、これまで市が実施しなければならなかったことが、法人で対応しなければならなくなったことにより、多額の法人負担が生じるために、市の保育の安全を確保するために、いくらかのお手伝いできればということで、発言したところでございます。

しかしながら、現段階で後年度のことを約束すること自体ができないことであり、その状況が生じた段階で、市の財政状況や子育て支援への取組状況等、総合的に判断すべきであると考えます。

したがって、私の発言を、財政的支援につきましては、その状況が生じた段階で、市の財政状況や子育て支援への取組状況等、総合的に判断されるべきものであると考えますということに訂正させていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

○11番（立平利男君） 今、市長の答弁の中にも出てまいりましたけれども、この説明資料をいただいた中で、やはり耐用年数を大きく超過した建物等があったわけでありましたが、今、答弁がありましたけれども、執行部の各保護者会との説明会の中でも、そういう話が出たのかなあという思いがします。やはりこういう耐用年数を超えてみますと、各保育所ごとに大きな差があるなあ、そういうふうに感じておりますが、そのところをお伺いいたします。

そしてまた、実は野神保育所が8年前に民間委託ということで、大きな議題となりました。そういう中で、保護者はもちろん、地域を挙げて反対ということで、たくさんの陳情もございました。そういう中で現在に至っておりますが、今度また議案等出てまいりました。保護者の皆さん方といくつか話をする中で、賛成とは言わないけれども、仕方がないかなあというような話もありました。いろいろ話も出てきておりますが、ちょうど8年前の反対運動の中でも、保護者の皆さんと、民間の良いところ、公立の良いところ、保護者自身が勉強して、判断をしてもらわなきゃいかんよという話をしてまいった状況があるのかなあと思っております。

そういう中で、保護者の皆さんと、この引受手の法人の方と、お話し合いが何回かあったように聞いておりますが、そういう中で、執行部の担当者なり、立ち会いをし、またその要望もいくつかしたように聞いておりますが、その要望等について、もう書面が出来ているのかなあという思いもしますが、そのところをもし説明いただければと思っております。議案が可決した折、書面等について保護者とも話し合いがあるのかなあ、そういうのも危ぐをしておりますので、今後の段取り等があればお伺いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

説明会ないし意見交換会を、それぞれの保育所で開催したところでありますが、その際に、建て替え等について、建て替えしてほしいというような直接的な要望はどこからも上がってきませんでした。た

だ、将来的には、老朽化しておりますので、そういったことが必要になる時期があるということの話はあったかというふうに思います。

別の部分につきましては、担当に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 野神の保育所の保護者に対しましては、今回御提案しております若草会の方からプレゼンテーションという形で、保育方針等についての説明があったところでございます。その中で保護者と十分話し合いをして、保護者がここであればという御理解をされたというふうに聞いております。そして、保護者会として、我々がどういう保育を望んでいるのかということをお話し合いされて、意見の集約をされて、若草会にもお伝えになったというふうにお聞きいたしております。その内容につきましては、選考委員会の中でもそういう旨を発言をされて、選考していただいたということでございます。

○11番（立平利男君） 書面等のそういうやり取りはなかったのか、書面等について、したらいいなあというような話も聞いておりますが、本格的に民間移管が決まった時点で、そういう状況がつかれるものかお伺いいたします。

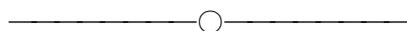
○福祉部長（蔵園修文君） 要望という形で保護者会の御意見が出されているということでございます。その際、保護者会が望む保育をしていただきたいということで、市に対して、その保護者が要望することが、法人にちゃんと伝えられるシステムをつくっていただきたいというようなことが主でございました。ただ、実際、取り交わす場合は、法人と市の方で覚書というのを取り交わしますので、そこら辺の御意見を十分反映させる覚書を取り交わしていくということにしておりますので、御安心いただきたいということで、保護者会には説明をしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております議案第82号から議案第91号までの10件については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第81号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第81号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、有明保育所用地と有明小学校用地との分筆に伴い、有明保育所の位置を改めるとともに、城南保育所、みどり保育所、さゆり保育所、有明保育所及び野神保育所の民間移管に伴い、これらの保育所に関する規定を改める必要があるため提案するものであります。

内容としましては、有明保育所の位置の「野井倉1182番地」を「野井倉1182番地9」に改めた上で、

平成20年4月1日から民間移管する五つの保育所を本条例から削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第16、議案第92号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第16 議案第92号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第92号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、刈払作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は5万8,730円とし、和解の相手方は〇〇〇の〇〇〇〇氏です。

事故の状況につきましては、平成19年7月24日、午後3時頃、通山小学校の駐車場で刈払作業中に、同校校長の使用していた刈払機が誤って雑草中の小石をはね、駐車場に駐車していた同校教諭の所有する普通乗用車の後面ガラスに接触し、破損したものであります。

事故の原因は、刈払作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 少しお願いします。

教育委員会サイド、今年度中、たくさんこういうのがあったわけですが、これは状況が少し見えないわけですよ。その駐車場と、払っていた雑草が茂っているその距離だとか、そういったものも全くないわけで、私も草払機をよく使うわけですが、その石を跳ばすとか、そういったもの等は当然いろんな予測をしながらするわけですけど、草の中にそういうものがあるということの認識というのは見えないわ

けですね、正直言ってですよ。事前にいろんな対応をされると思うんですけども、その雑草が生えていたそのこと、その駐車場との距離とか、それを事前に移動させるとか、そういう対応を全くなくてされたのか。そして、この過失100%ということは、その駐車場、学校サイドの管理ですが、校長先生がそれはすべてされるわけでしょうが、この過失割合も市が完全に100%というそのことがどうなのか、少しちょっとお願いします。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

損害賠償を求める議案につきましては、先ほど市長の方からありましたとおりの状況でございますが、通山小学校の校内の駐車場につきましては、ちょうど正門玄関を入りまして、左手に職員駐車場がございます。そして、一部ヤシの木とかいっぱい植えてあるんですが、その中の部分について、校長先生が管理作業を行ったところでございます。大体、目測なんですけど、3 mから4 mぐらいの距離の所に駐車場が置いてございます。そういった中で、小石が跳ねて、後ろのガラスに当たって、少しひびが入ったという状況でございます。

これにつきましては、全国市町村総合賠償保険制度という賠償保険制度がございまして、これに市も加入しておりまして、財務課の方と協議をした結果、この保険が適用になるということで、このような形で保険請求をさせていただいたところでございます。

当然、校長先生の方が、市の敷地ということで、この内部の作業ということで、この保険制度が適用になったところございまして、市の100%として、この金額を相手の方にお支払いをするというものでございます。

以前の議会のときにも、市道の伐採作業中にありまして、その作業員が作業していますときに、その砂利が通行中の車に跳ねて、前と同じようなケースだと思うんですけど、その際にも、このような方法でもってお願いをし、議決をいただいた経緯があるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第92号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は可決されました。



日程第17 議案第93号 工事請負契約の締結について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第93号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第93号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、志布志市立学校給食センター新築工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（上村和憲君） 議案第93号、工事請負契約の締結について、補足して御説明申し上げます。

まず、お手元に資料として配付させていただいた図面について御説明を申し上げます。

図面の方で、右下の方に番号が付してございます。

1ページが配置図でございしますが、建物の位置につきましては、先の9月議会、文教厚生常任委員会の現地調査の折に指摘されました隣接土地との境界から少し近いということで、それを10mの位置に計画をいたしたところでございます。建物的には、市道のある東側、図面右側になりますが、入口になりまして、西側、図面左側の方が給食配送車に給食を積込みをする出口となっております。

次に、2ページをご覧ください。延べ床面積2,148m²の給食センターの全体平面図であります。図面の方に食品の流れが分かるように、動線の色分けをした矢印をしてありますが、上の方から米搬入口、魚・肉搬入口、野菜搬入口というふうに、それぞれの調理作業の流れであります。そして、調理した給食は、図面左側の矢印のとおり、各学校への配送となっていきます。さらに、この厨房システム機器の配置につきましては、志布志市立学校給食センター厨房システム機種選定委員会において、児童・生徒の食育、食の安全ということを第一に考え、特に調理作業工程における衛生対策をはじめ、調理の時間的制約等から、効率的な作業動線を確保すること、そして調理機器の不具合による作業ストップという事態は許されないということから、アフターサービスの体制が万全であること等について、詳細かつ総合的に検討してまいってきたところでございます。また、この厨房システム機器の選定結果については、先の6月議会の議会全員協議会におきまして御説明をさせていただいたところでございます。したがって、次の議案第94号で御提案しておりますとおり、厨房システム機器の選定に基づいて、この建物本体等の設計を実施してきたところでございます。

次に、この図面の3ページから4ページにかけましては、給食センター本体の立面図でございします。建物の構造としては、鉄骨平屋建てであります。また、それぞれの方向からの立面図で、イメージとしては、このような形の建物となっております。

それでは、議案の内容について申し上げます。

契約の目的は、志布志市立学校給食センター新築工事であります。

契約の方法は、指名競争入札で、契約の金額が3億975万円でありまして、去る10月31日に入札を執行し、11月1日に仮契約を締結いたしております。

契約の相手方は、鹿児島県志布志市有明町伊崎田5041番地、株式会社共栄開発であります。また、会社の状況につきましては、資本総額6億5,425万2,000円で、職員25名、うち技術職員19名の会社でございます。最近の主な工事としましては、県営住宅、小学校水泳プール等の改築工事等がございます。

なおまた、給食センター建設につきましては、工事の分離発注方式を採用することとしており、この建築本体工事を議決していただきますと、今後、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水衛生設備工事について、入札の準備に入る予定でございます。

また、外溝工事については、20年度に実施をしていく計画であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 内容については、今、説明がありましたけれども、2点ほどお伺いしてみたいと思います。

指名業者が何社、あるいは落札額が何%かというのは、これは入札執行調書が添付されれば分かるんですが、それが添付されていません。そのことが添付されるのかどうか。

2点目ですが、従来、一般競争入札を今後取り組んでいくと市長は言われているわけですが、3億円の1%が約300万円という差が出るわけですが、これは落札額が何%かということで、またお尋ねしてみたいと思いますが、一般競争入札を取り組まなかった理由と申しますか、指名競争入札であるわけですが、そのことを2点お伺いしてみたいと思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

今回の工事の指名業者につきましては4社でございます。志布志地区2社、内山組、そして竹永組、そして有明地区、南建設、共栄開発、4社でございます。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、10月31日に行いましたんですが、これにつきましては、今回の工事につきましては、工事が建設工事の格付けについては、1級建築一式工事A級ということで格付けをした業者を指名いたしております。また、特に事業費が大きいということから、特定建設業の許可を受けている業者ということで指名をしております。

それから、一般競争入札の関係でございますが、現在、入札・契約運営委員会等でも議論をされておりました。まだ実施のためには未定の条件が大きすぎるということから、今回は従来の入札方式を用いて、指名競争入札とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

失礼しました。

今回は、予定価格を公表してございます。したがって、入札は98.86%でございます。

○1番（下平晴行君） 今、落札額が、落札の%が98.86ということであります。先ほどもちょっと触れましたけれども、1%が約300万円という額になるわけでございます。内容については、一般競争入札をしなかった理由については、次長の説明でよく分かりました。しかしですね、こういう98.86、99なんですね、これは、こういう数値でいいのかどうかというのは、この入札制度の在り方というのは、本当に考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺は市長、どうお

考えですか。よろしくお願ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

将来的には一般競争入札を導入するという事になっております。現段階でこういった形をとらざるを得なかったというのは、今回の場合、様々な条件がございまして、そのことをクリアするために、今回は従来の入札方法が適当という、ただいま教育委員会の方からありましたように、そのような判断で取り組んだところでございます。

落札率につきましては、設計の段階からすると、予定価格につきまして、かなり絞り込んだというようなこともございますので、このような結果になったのではなかろうかというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 要は、査定がされていたというふうに理解してよろしいんですか。しかしですね、これは本当に、表面に出てきますと、この%が出てきて、やはりおかしいというふうに、私どももそうですが、一般市民もこれは感じると思うんですね、出た場合にですね。そこら辺が査定の仕方がそうであれば、もうそれ以上のことは言えませんが、今後こういう入札については、先ほど、次長の説明がありましたとおり、一般競争入札をぜひですね、取組をしていただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、県の方もこういった形で進めるということでございますので、それに準じた形で当市でも進めていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○22番（宮城義治君） こういう箱物、大きな、市にとっては事業ですけども、これが共栄開発さんですか、落札ということですが、地元の材料をいろんな方々がいらっしゃると思うんですね。そういった場合の呼びかけというか、業者はこういう場合は市のそういういろんな材料を持っていらっしゃる方々を使ってくれとか、そういうような呼びかけをされたものか、まずお伺ひいたします。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

今、御指摘がありました地元のそういった関係につきましては、私どもは極力そういう方向で進めていただくように話をしてまいりたいというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 答弁ですけども、やはり市の小さい業者というのも失礼ですけども、そういう人たちは、やはりこういうことが、そう何回もあるわけじゃないわけですね。やはりこういうときこそ、やはり市のそういう業者の皆さんを納品業者を、使って、そして少しでも、また市の財政にもつながってくるわけですので、ぜひこの点を十分にされて、ひとつ取り組んでもらうように思うわけですが、もう一遍答弁ください。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この本体工事以外に、先ほど申し上げましたとおり、分離発注方式を採用しておりまして、あと、空調とか、外溝工事とか、電気設備工事とか、そういったものも、今回は分離発注ということで、極力、地元の業者をとということで、基本的には考えております。今、御指摘がありましたとおり、そのような方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これでは質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第93号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第94号 財産の取得について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第94号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、志布志市立学校給食センター厨房機器を買収するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（上村和憲君） 議案第94号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

まず、学校給食センター厨房機器の選定につきましては、近年、特にO-157や大腸菌等の発生以来、衛生管理基準等の指導が年々厳しくなっております。厨房での調理作業動線、つまり作業の流れが衛生的かつ効率的に行われることが最重要視されており、この厨房システム機器を決めてから、本体工事を決定する方法が採られております。

私どもといたしましては、これら高度な技術、専門的な技術が求められる業務ということを踏まえまして、県内の学校給食センターへの調理機器の納入が可能であること、また実績のある業者で、調理機器配置計画や調理作業の動線からコンテナ配置計画など、基本計画の提案可能な業者について、昨年11月の入札契約運営委員会において、7社を推薦・決定し、それぞれ提案書をお願いいたしました。その結果、3社が辞退し、残り4社から提案書の提出があったところでございます。

そこで、私ども事務局といたしましては、志布志市立学校給食センター厨房システム機種選定委員会の設置について、本年4月13日の定例教育委員会で議決をいただきました。選定委員会では、早速、提案書の内容をそれぞれの提案のあった会社の機器の特性やアフターサービスの体制、さらには衛生面、効率性、価格等について比較・検討しながら、慎重な協議・検討をまいりました。

したがって、同じ条件の下、公平な形で提案書の提出をいただき、機種選定委員会において、様々な角度から総合的に比較検討した結果、鹿児島アイホー調理機株式会社の厨房システム機器が、総合的に優れているということで決定されたところでございます。そして、この選定結果につきましては、市長に報告し、本年6月の定例議会、全員協議会において御説明もさせていただいたところでございます。

このようなことから、給食センター厨房機器については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、指名競争入札にそぐわないものと判断したところでございます。

その理由といたしましては、アフターサービスの体制が万全であること、近代的な新しい機種の導入であり、稼働開始にあたり、調理員の使い方等の研修における会社の指導、立会いが最長である。この

最長というのは1カ月ということでございます。それから、調理作業の動線、作業の流れが衛生的かつ効率的であること、それから提案内容が詳細に示され、学校給食に対する理解が深いこと、県内における厨房システム機器の納入実績が最も高いこと等の理由により、議案第94号として御提案をさせていただいているところでございます。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。

財産の名称、種別及び数量でございますが、それぞれ検収室用として、移動検収台や検収保存用冷凍庫など26の機器を、野菜下処理室用としてステンレスエレクターシェルフやL型運搬車など46の機器を、食品庫・仕分室用としてトップラックシステムや3槽シンクなど14の機器を、魚肉下処理室用としてプレハブ冷蔵庫やステンレススーパーエレクターシェルフなど22の機器を、調理室用としてフードスライサーやステンレス製回転釜など81の機器を、和え物準備室・和え物室用として水切台付2槽タンクや冷却機対応型和え物容器など30の機器を、米庫・炊飯室・洗米室用として自動式電動水圧洗米機や炊飯釜・蓋SETなど69の機器を、コンテナプール・洗浄室用として連続コンテナ洗浄機や食缶、食器用コンテナなど151の機器を、その他ステンレス製のご飯用食缶、温食用食缶、おかず用食缶など684の機器で、合計1,123の機器類につきまして、学校給食センター厨房システム機器として購入をするものでございます。

買収の目的は、志布志市立学校給食センター新築に伴う厨房機器導入事業用であります。

買収の方法は随意契約で、買収の価格が2億6,355万円でありまして、去る10月29日に見積徴収を実施し、11月1日に仮契約をいたしてございます。

買収の相手方は、鹿児島県鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社であります。また、会社の状況につきましては、本社が愛知県豊川市にありまして、全国に30店舗の支店、営業所がございます。資本金8億3,500万円、従業員375人の会社で、その中で鹿児島アイホーは南九州の総合代理店として独立採算性で行っている会社でございます。

主な業務につきましては、厨房設備や給食用調理機器製作で、資本金1,000万円、従業員8名で、常に4人の営業マンが県内を走り回って、早急に対応する体制が整っている会社でございます。

納入実績といたしましては、これまで県内の給食センター建設の際に、平成10年度以降、20の市町村に厨房機器を納入し、かなり高い評価を得ている会社でございます。

なおまた、この厨房システムで、すべての厨房機器類等が完備するのではございませんで、この後、給食消耗品や給食配送車等について、20年度で購入する計画であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第95号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所の改修事業に要する経費及び刈払作業に伴う事故の損害賠償金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、既定の予算総額に2,427万6,000円を追加し、予算の総額を187億3,682万7,000円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明を申し上げます。

5ページをお開きください。繰入金の基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を2,421万7,000円増額しております。

6ページの諸収入、雑入は、事故の保険金を5万9,000円計上しております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

7ページをお開きください。民生費の4目、保育所費は、保育所の改修事業に要する経費として、需用費、工事請負費、備品購入費を総額で2,421万7,000円増額しております。

8ページをお開きください。教育費の2目、事務局費は、刈払作業に伴う事故の損害賠償金5万9,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては、補正予算説明資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○9番（迫田正弘君） 児童福祉費、保育所費のことでお伺いいたします。

ただいま市長から説明がございましたけれども、資料にも出てますように、それぞれの保育所の給食室の修繕、それから有明、みどり保育所の修繕、野神保育所、城南、さゆり保育所の防水工事、それから松山地区の3保育所の未満児室のエアコンというようなことで出ておりますけれども、この中に、みどり保育所の排水対策が盛り込まれているかどうかということをお伺いしたいわけでございます。

みどり保育所は、非常に保育所の周りに大きな排水溝が三方めぐらされているというような形でございまして、今年の夏も、私たまたまその場に居合わせたんですけども、急激な雨によって園庭が水浸しになる。おまけにその水が園児が遊ぶ踊り場ですよね、そこまで今回は上がってきた。それが私の目前で起きたわけです。それと、正面玄関の方に給食室がございまして、この給食室にも、以前、側溝からあふれた水が給食室に浸水したということがございます。そういうことがございまして、正面の方の入口、それから園庭の脇の入口にも、現在も土のうが置いてあるわけです。先生方は、土のうを置いてまして、雨が降りだしたら、それを積むという対策をとっておりますけれども、これが夜間に起きた場合には、対策がとれないわけでございますね。ですから、抜本的な改修工事というのが、これは保護者

の要望書の中にも出てきていたと思うんです。そのことが、どう検討されたかということをお伺いします。保育所自体で例えば改修できないとすれば、その周りの別な予算でできるということもありますので、また後からもその可能性があるといいたしましても、検討はされたんだろうと思います。そのことが1点。

それから、今回、未満児室のエアコンを取り付ける。見方によりますと、民間移管を行うので付けるというふうに受け取ってしまうんですね。民間移管をしてから、民間になったらエアコンまで付いたって、公立だったらエアコンも付いてないんだって、受け取る人は受け取るわけなんですよ。そういうようなタイミングが、非常に悪いと言えれば悪い。ですから、こういったものの考え方というのが、なぜこういう形で起きてくるのかということなんですよ。であれば、未満児室などというのは、早くからエアコンなどというのは付けて当然、多分付いている所もあると思うんですけどね。ですから、そういったものの考え方というのを、基本的な姿勢を、この2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○松山支所福祉課長（木佐貫一也君） ただいま御指摘の雨水水対策関係については、今回の補正予算の中におきまして盛り込んでおります。

それと、もう一つの御質問にありましたエアコンの計上の理由でございますが、有明地区の保育所におきまして、エアコンが既に設置されておりましたので、未満児室への設置をして、同様の条件で譲渡したいということから、今回計上したわけでございます。

以上でございます。

○9番（迫田正弘君） 排水対策については、見込まれているということでございますけれども、修繕費か工事費か、金額的にもその抜本的な対策ができるかということについて、非常に疑問を持つわけですが、どこにどのようにしてその対策費というのは盛られているかということと、それからその保育所のエアコンについても、有明が付いているので、こっちを付けると。では、その以前はそうしなくてもよかったのかという理論が立つわけですよ。あくまでもやっぱり民間移管をするので付けるんだということになると、民間の方がいいというのは誰でも思うわけじゃないですか。そういうのが、後手に回っていると。当然、子育ての良い条件をつくるというのは、もう既に以前から言われていることですから、そういったものを標榜するのであれば、当然その条件は合併の時点で揃えるというのが当然のことであって、こういうタイミング悪く出てくるので、余計なことを考えるわけですよ。

今、民間移管をしますのでですよという、そこいらについては、基本的な間違いがあるんじゃないかというふうに思うんですけども、それについては市長の方から答弁をいただきたい。よろしくお願ひします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、補正でエアコンの取付けについてお願いすることにつきましては、ただいま担当の方から回答があったとおりでございます。本当にこのことについては申し訳なく思ったところでございます。私自身、そういった状況というのを把握してなかったということで、今回改めて、そのことについて御相談申し上げるということでございますので、どうぞよろしくお願ひします。

○松山支所福祉課長（木佐貫一也君） もう一つの御質疑事項にございました補修費関係でございます

が、修繕料の中におきまして、防壁関係、門の前の蒲鉾型の盛土と申しますか、その部分関係と、あと建設課との協議の中で、道路敷の補修工事ということでできるのではないかとということで、その部分に関しては、既定予算の中で対応できるということでしたので、そちらの方を修繕費で考えているところでございます。

○9番（迫田正弘君） 最後をお願いします。

排水で、そのような程度のごとで解決する問題ではないと思います。私どもも現地調査をするというようになっていますから、これは松山中学校のあの分水嶺、向こうに流れるのがあります。役場方向に流れるのがあります。こっちから小学校前ずっと、それから小学校の上の台地の水、かなりの水なんです。側溝の深さも2mからあるんですよ。それが保育所に来ると、保育所の園庭から流れる水は、その側溝とほとんど同じ高さですから、逆流するわけです。何も流入を防いだからといって、上からの水が来ないようにしても、側溝から逆流して園庭に水が入ってくるということなんです。それを抜本的に対策を討たないと直らないということだけは認識しておいていただきたい。そういったのも民間を受託する側としても分かってるのかという気がしますよね。そんなのが分かってたら、私は恐いような気がします。もう見る見るうちに、そういう状態が起きてくる。私がもう今回、2度ほど体験しておりますしね、それはぜひ認識をしておいていただきたい。

それから、そのエアコンの問題につきましては、市長も申し訳ないとおっしゃいましたけれども、仮の話をするのも悪いですけれども、この議案が仮に通らないとしても、このエアコンは付けるということの理解に立ちますが、よろしゅうございますか。

○市長（本田修一君） 今回のこの議案を御承認いただけないとすれば、改めて次の議会等に提案したいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） 水の増水の認識というのは、再度、答弁しないんですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 私も認識不足で、今、議員から御指摘があつて、初めて知ったような状況でございます。そのことにつきましては、私ども保育所の担当部署だけでは対応が非常に厳しいかと思っておりますので、関係課とまた協議して、その抜本的な対策というのについては、検討させていただきたいというふうに思います。

○28番（重永重久君） 今の問題ですが、移管を前提とした4保育所が修繕工事をするということでございますが、例えば蓬原保育所が対象になるような修繕工事はないものか。というのは、こういう莫大な2,400万円という予算が出ているわけですけど、やはり蓬原もそういう対象になるような工事・修繕があるとするならば、これは当然一緒にやっていくべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 今回、補修費の方でお願いしているのが、有明地区におきましては給食室がでございます。蓬原保育所につきましては、その給食室についての修繕を見込んでおりました。これについては、今回、議案として出しておりませんので、これについては今回は出しておりません。

○28番（重永重久君） だから、ここで我々も不信感を抱くわけですね。移管する所だけ優遇措置をして、移管しない所は、今回一緒に上げないというようなことで、非常に公正を欠くというふうに私は認

識するわけですが、やはりこういう形で提案されては、蓬原保育所というのは置き去りにされた格好になるわけですね。だから、これは誰が見ても、当然これを蓬原保育所も入れておけば、ああいいなあというような形になるわけですが、移管せんとしてやらんと、まあ悪い表現になるかも知れませんが、そういうふうにとらえられても仕方がないというふうに思うんですが、そこらあたりはどういう認識か伺いたい。

○福祉課長（津曲兼隆君） 説明不足でございまして、申し訳ありません。今回、本来は議案として出しておれば、当然この予算の中で見ていかなければならなかったものと思います。今回、蓬原保育所については、議案として出しておりませんでしたので、予算の方から、給食室の整備という段階では、必要がなかったということを出してない状況であります。

○25番（小園義行君） ちょっと1点お願いします。

今回のこの一般会計補正予算、これは議案第80号からすべて第91号まで、可決をするという前提で出されたのですか。そのことだけ1点お聞きをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

可決していただくことを前提に予算案として計上しております。

○25番（小園義行君） 出されたものについては、私たち議会は、賛成と、了とするのを前提で審議するわけですよ。ですがね、当初これが出されて、3月議会でもいいですよ、そういう形で出されているのであれば、理解もするわけですね。今も同僚議員からありましたように、議会を軽視してるじゃないですか。まだ、議決も何もしてない段階で、提案されなきゃもちろんできないわけですけど、そういう意味で、蓬原保育所、ここについても当然これが出てきて当たり前でしょう。これまでにお願いは何回もされました。私たち、去年から陳情がありまして、有明保育所もいろんな壁の修繕、そういったのを要望してるけど、一切してくれないと、そういうのが委員会の調査の中で出てるんですよ。今回、お金が無い無いと言いながら、あなた方が移管を前提とした議案を出したら、早速、基金を取り崩してもやる必要性があったんでしょう。それであれば、なぜ今までそういうことをしなかったんですか。議会は通してあんじゃあて、そんな感覚で出されたら、非常にこれは議会軽視も甚だしいでしょう。住民の要求なんか全然あなたたちは無視してるということでしょう。自分たちの都合だけでやってることじゃないですか。今回、きちんとした蓬原保育所、ほかにもまだたくさんあったはずですよ、この要望というのは。そういったものが、ただ小手先で、提案すれば通るんだが、そういうことでは何のためにあなたたちが一生懸命、このプロの人たち、スタッフ揃えて出されるんですか。この蓬原保育所、そういった問題等についても、当然これは出されて当たり前ですよ、これ。それでもものうのと民間移管を前提にした予算ですて、とてもじゃないけど、議会に対して、僕は住民の声、そういったものを無視したやり方ですよ。蓬原保育所の人たちはどう思いますか、これで。そこら辺はですね、少し考えていただかないといかんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議会を軽視しているということでは決してございませぬ。私どもも本当に慎重にいろんなことを提案するまでに進めてきまして、そしてこの提案が議会の皆様方の御承認をいただくように周到な準備をし

てきたというふうに思っております。

蓬原の分につきましては、先ほども言いましたように、今回、移管について提案ができなかったということで、予算についても提案ができないということでございますので、御理解していただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 先ほど、課長の方から、民間移管の議案が提案できたら、その給食室の関係も提案すると。まさに、ここに当局の姿勢が出てますよ。本来、きちんとその保育所、児童福祉法に基づいて、あなたたちがきちんとやらなきゃいけないという責任があるにもかかわらず、必要性は認めながらも、やらないというのはおかしいでしょう、これ。そういう考え方の下に立って提案をするということ自体が、僕は本当に任せていいのかということになってしまいます。もっと住民からの要望、そういったものについて、きちんと精査されて、不公平感のないようにちゃんとやらないと、ますます蓬原保育所、この議案を審議していく中で、住民の皆さんは感心をお持ちですよ。民間移管というものに対して、あなた方が思っているような、公的責任の放棄と言われてもしょうがないことになります、これ。仮にこの10本の議案が否決されても、先ほど、迫田議員の方からありましたが、この予算についてはきちんと、まあ議会がどうするかですけど、それも。否決されたとしても、これはちゃんとやりますね。

○福祉部長（蔵園修文君） 今回予算を提案した背景は、自治法に基づく予算、基本的には予算と議案が表裏一体をなすものということで御提案しているわけでございます。その中でも蓬原保育所につきましては、民間移管の議案を御提案しなかったということで、給食室の整備が必要ない。従来どおり公立ということであれば、今の状況でいけるわけでございますので、その残りの2箇所については、移管の議案を御提案したということは、移管後は自園で給食をするということで、その予算上の計上の仕方が違って来たということで御理解いただきたいと思っております。

なお、通常の維持補修については、当然、当初予算の方で計上している分に対応していくということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） いろいろ、今、議論されておりますけれども、この言われたようなことの繰り返しになりますけれども、この説明資料を見ても、目的の中に5公立保育所の民間移管に伴う経費ということをしっかりここに、提出された資料の中に書いてあるわけですからね、これは裏返していけば、この民間移管がなされなければ、この事業はしないんだというふうにとらえてもこれは仕方ないわけですね。これはそう書いてあるわけですから。目的が5公立保育所の民間移管に伴う経費ということを書いてあるわけですから。そちらが出された資料ですよ。だから、当然こういう形でこれまでの議案が可決されれば、民間移管されるわけですから、民間移管されたら、すぐ建物の修繕もされた。エアコンも設置されたら、当たり前なことじゃないですか。だから、今出ているように、これは今までのことじゃないですか。当然しなきゃならないことだったわけじゃないですか。その点をしっかり説明してくださいよ。

それと、応募された、いわゆる社会福祉法人の方々には、当然、施設の十分な下見もされた上で応募されたはずですね。そこをしっかりと見られた中で、建物も何も見ないで応募されるということじゃな

いと思うんですね。十分見られた上で、こういうことも承知の上で応募されたわけですね。ということになれば、まさに民間移管をするから、すべてを整備して、おみやげを持たせてやるというふうに言われても仕方ないじゃないですか。皆さん方の保育事業に対するその姿勢というものは何なんですか。その辺りを明確に説明してくださいよ。

○市長（本田修一君） 今回、移管に伴いまして、委託を受けていただく方に保育所の状況について見ていただいたところでした。その上で移管を受けていただくということになっております。今回、またこうして移管に伴う経費という形で修繕等、それからエアコン等、防水工事等、出しているわけでございますが、このことにつきましては、当面、最低限これぐらいの形で修繕等をしておけば、しばらくは現状のまま使えるんじゃないかというような形で、こうした形で予算をお願いするところでありまして、私どもといたしましては、従来、各保育園から毎年度様々な要望、それから修繕等の願いがあるわけでございますが、それらについて、その都度、その都度、審議いたしまして、対応はしてきたところですが、今回、改めて民間に移管するとなったときに、またその都度、その都度、要望等を聞き入れてするという立場にないということになるかと思っておりますので、簡易な修理については、そういったことになると思っておりますので、こういった形で今回対応したいと、移管について臨みたいということをお願いするところでありまして。

○30番（福重彰史君） ちょっと市長、よく考えてみてください。例えば、今回の有明保育所、野神保育所の給食室の修繕、これは当然ですよ。現在、給食センターからの配送によって賄っているわけですから。ですね、そうでしょう。自園ではしてないわけでしょう。だから、当然、民間移管をすれば、これについてはそれぞれの園で給食を作らなきゃいけないから、これについての修繕というのは、これはある程度分かりますよね。しかし、いわゆる移管した後にいろんな所の要望等が出てきたら困ると。しかし、それは移管されたら、後は民間の責任でやっていかなきゃならない部分じゃないですか、移管した後は。何でそういうところまで行政が先走りしなきゃいけないわけなんですか。施設を見て、そしてここならいいということで、いわゆる応募されて、そしてそれを引き受けられる、今のところですよ。もちろん議会の議決がなされないといけないわけですが、だから当然、どういう状況にあるということが分かった上で引き受けられているわけですから、いいだろうというふうに引き受ける決心をされたわけですから、そんなのに無駄なお金を使う必要はないじゃないですか。必要があるのであれば、当然、行政側がしっかりと今までに対応しなきゃならなかったわけですから。もうちょっと私らが理解できるような、ちょっと答弁をしてください。

○福祉部長（蔵園修文君） 今回の予算は、議案に対応したものだということは先ほどお話したとおりでございます。市長が答弁しましたように、基本的には現状でお渡しすると。ただ、保育に支障のある部分についてはということで、今回対応を、民間移管に伴うことで対応すると。当然、保育の実施というのは、市の責任で行うわけでございますので、平等な保育ができる環境を整えるということは、もう大変重要なことだろうと思っております。その中で必要最小限度の保育に支障のない形で移管をしたいということで、特別な取扱いと、予算の計上の仕方ということは致してないところでございます。その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○30番（福重彰史君） だから、もうちょっと理解できる説明をしてくださいと言うんですよ。保育に支障のある部分について、必要最小限のことを手当をしてやるんだと。じゃあ今までは支障はなかったわけですか。民間移管をするから支障が出てきたわけですか。今までもやっぱり支障があるわけでしょう。今、突然、こういう最小限の保育に支障を来すような箇所が出てきたというわけじゃないわけでしょう。だから、本当に理解できる答弁をしてくださいよ。

○福祉部長（蔵園修文君） 一つ例を挙げますと、城南保育所の防水工事でございますが、これまでも部分的には補修をしてきているところでございます。今年の夏でございますか、台風で再度その部分が雨漏りをするというので、今回それが移管の時期と重なるということで、補修を計上するというところでございます。先ほど、申し上げましたように、通常の保育所の維持補修というのは、当初予算で計上しているわけでございます。今回、先ほど言いましたように、必要最低限の維持補修を行って、引き渡しを行いたいということは、そういったものを含めてということでございますので、なにとぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

○18番（木藤茂弘君） 予算計上の基本的なことなんですけどね、臨時議会ですから、臨時議会に上げるべき、今までのいろいろと論議がなされております保育費のこの経費の内容ですけどね、特に建前と本音が、行ったり来たりしておるわけですよ。臨時議会に上げるべき予算とはどんなものかということをも十分御理解していない形の中で、このような予算が上がってきたんじゃないかというふうに私は考えるわけですが、説明資料の中にも、先ほども出ましたように、今回のこの予算は民間移管に伴う経費だと。付けてもらう所のエアコンは有難いんですけど、もうエアコンを付ける時期は過ぎましたですね。当然、これらの分についても、当初予算あるいは6月にもあるし、9月もあったわけですから、そういう面から考えた場合、先ほども予算の説明そのものが、私ども何となくすっきりしない面で、説明を受けておるわけですが、特にこの臨時議会で上げなければならなかった、この理由、このことを明確にひとつ説明してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

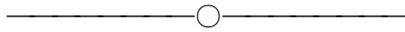
今回、臨時議会でこうしてお願いするということにつきましては、私どもとしましては、保育所移管につきましては、9月議会で提案できれば、本当に順調に進むんだというような形で、様々な保護者に対する説明会、意見交換会、そして選定委員会と、そういったものを進めてきたところでした。その中で理解が得られないところがあったということで、最終的に来年4月1日から移管するとするならば、どうしても臨時議会でお話ししなければ間に合わないというようなことがございまして、こうして臨時議会でお話ししたということでございます。当然、条例の改正等をお願いいたしまして、その上での裏付けの予算案のお願いということになっておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から11月15日までは委員会審査等のため休会いたします。

11月16日は午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などがあります。

本日はこれで散会いたします。御苦勞様でした。

午後 2 時24分 散会

平成19年第2回志布志市議会臨時会（第2号）

期 日：平成19年11月16日（金曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第80号 志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第3 議案第82号 財産の無償譲渡について（城南保育所）
- 日程第4 議案第83号 財産の無償貸付けについて（城南保育所）
- 日程第5 議案第84号 財産の無償譲渡について（みどり保育所）
- 日程第6 議案第85号 財産の無償貸付けについて（みどり保育所）
- 日程第7 議案第86号 財産の無償譲渡について（さゆり保育所）
- 日程第8 議案第87号 財産の無償貸付けについて（さゆり保育所）
- 日程第9 議案第88号 財産の無償譲渡について（有明保育所）
- 日程第10 議案第89号 財産の無償貸付けについて（有明保育所）
- 日程第11 議案第90号 財産の無償譲渡について（野神保育所）
- 日程第12 議案第91号 財産の無償貸付けについて（野神保育所）
- 日程第13 議案第81号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第94号 財産の取得について
- 日程第16 議案第95号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎
財 務 課 長 溝 口 猛	水 道 局 長 徳 田 俊 美
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時10分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、宮城義治君と東宏二君を指名いたします。

○

日程第2 議案第80号 志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第80号、志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第80号、志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本案につきましては、去る11月13日、文教厚生常任委員会に付託となり、当日、早速、委員会を開会し、審査方法について協議し、その結果、他の議案等を加味したとき、連合審査が好ましいとの結論に達し、総務常任委員長並びに産業建設常任委員長へ連合審査の申出を行い、結果として連合審査と決定したところであります。

その結果を踏まえ、当日、現地調査を行いました。

現地調査を踏まえ、連合審査を11月14日開催し、福祉部長、関係課長、関係係長の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

説明によりますと、児童館の位置を改めて、さゆり保育所と一体の施設として供用していくことに伴い、条例の廃止をするものであるとの説明を受け、審査に入りました。

質疑に入り、国庫補助の関係上、廃止にあたって、国や県と協議をしたのかと質したところ、7月に県と協議しており、今議会で可決されたら、県へ書類を提出することになっているとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で、連合審査会での質疑を終え、文教厚生常任委員会を開き、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、志布志市児童館条例の一部を改正する等の条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第80号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第82号 財産の無償譲渡について（城南保育所）

日程第4 議案第83号 財産の無償貸付けについて（城南保育所）

日程第5 議案第84号 財産の無償譲渡について（みどり保育所）

日程第6 議案第85号 財産の無償貸付けについて（みどり保育所）

日程第7 議案第86号 財産の無償譲渡について（さゆり保育所）

日程第8 議案第87号 財産の無償貸付けについて（さゆり保育所）

日程第9 議案第88号 財産の無償譲渡について（有明保育所）

日程第10 議案第89号 財産の無償貸付けについて（有明保育所）

日程第11 議案第90号 財産の無償譲渡について（野神保育所）

日程第12 議案第91号 財産の無償貸付けについて（野神保育所）

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第82号から日程第12、議案第91号まで、以上10件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題となりました議案第82号から議案第91号まで、以上10件については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま一括議題となりました議案第82号から議案第91号まで、以上10件について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

議案第82号から議案第91号の10件につきましては、去る11月13日、文教厚生常任委員会に付託となり、当日、早速、委員会を開会し、審査方法について協議し、その結果、保育所の民間移管の議案であり、連合審査が好ましいとの結論に達し、総務常任委員長並びに産業建設常任委員長へ連合審査の申出を行い、結果として連合審査と決定したところであります。その結果を踏まえ、当日現地調査を行いました。

連合審査を11月14日開催し、副市長、福祉部長、関係課長、関係係長の出席を求め、審査を行い、11月15日には、市長、副市長、福祉部長、関係課長の出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

主なものについて、報告を申し上げます。

質疑に入り、行政改革大綱では、選定基準を示して進めていくとなっているが、それを示さないで進めているのではないかと質したところ、選定基準を示していなかったが、保育の方針、保育の目標、貸借

対照表、収支計算書を提出してもらった上で、危機管理体制や苦情処理システム等について聞き取りをした。保護者の理解を大前提としていたので、保護者の代表に選考委員に入っただき、意見が反映できるようにしたとのことであります。

いったん、1年延ばすと保護者に申入れをしたのに、今回提案をしようということになったのはなぜかと質したところ、反対者が10人以下であれば、大方の人の賛成を得られたということで進めるつもりであったが、20%の方が反対ということが示されたので、もう一度時間をかけて理解を得てもらいたいということで、1年延期の申出をしたが、保護者の方から今回議会へ提案して下さいということだったので、意外だとは思ったが、大方の人は賛成してもらっているということで、今回提案したということでもあります。

いったん、白紙に戻して、統合も含めて、段階的に進めていくという考え方もあると思う。民間移管については理解するが、進め方があまりにも拙速ではないかと質したところ、昨年来取り組んでおり、移管先は実績もあり、旧志布志町においても民間移管されたが、特段苦情等も寄せられていないし、定員も充足しており、決して拙速ではないと思っているとのことであります。

市民の財産である保育所を、市外の法人に無償譲渡することについての見解を質したところ、できれば市内の法人にと考えていたが、応募がなく、結果として市外の法人が受けることになり、やむを得ない選択だったとのことであります。

なぜ、6園一緒にしなければならぬのかと質したところ、市内全域の保護者の方々に対して、公平であると判断して、理解が得られるとの思いで取り組んできたとのことであります。

何年かに分けてやった方が良かったのではないかと質したところ、昨年から1年間延ばして、時間をかけて話していけば、保護者の理解も得られると思ひ、一括でいこうということで取り組んできたとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

その後、文教厚生常任委員会を開き、議案第82号について討論、採決を行い、反対討論として、住民の要求がまったくない中での提案であること、旧松山町の政策的な努力を考慮していないこと、市外の法人に譲渡することについて、先々のことを考えたとき、問題があること、選定基準も策定しない中で、法人が選定されており、自治体の保育に対する公的責任の放棄ということが感じられるなどの理由で、本案には反対であるとの討論がありました。

また、同じく反対討論として、民営化そのものには反対ではないが、説明会の回数や、保護者の参加も少なく、保護者の意向が反映されているとは思えない。最初から民営化ありきで進められており、譲渡先が決まったから一括提案という手法には不安がある。可決を前提とした議案提出であり、議会軽視と思わざるを得ない。以上のことから本案には反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第82号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号について、討論、採決を行い、反対討論として、議案第82号で述べた同じ立場で、財産だけを無償で貸付けをすることには納得がいかないとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第83号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号について、討論、採決を行い、反対討論として、旧松山町では、みどり保育所とさゆり保育所は統合してから民間へ移行しようというコンセンサスがあったが、今回このような提案がなされた。市の保育方針を明確にし、それを保護者が納得する形での移管であれば、賛成の余地はあるが、それも示されていない。以上のことから移管については、もう一度練り直して、慎重に取り組むべきであると思うので、本案には反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第84号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号について討論、採決を行い、反対討論として、現時点での民間移管に反対の立場であり、財産の無償貸付けには賛成できないとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第85号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号について、討論、採決を行い、反対討論として、民間移管であればあるほど、基本的な保育のあるべき姿を定め、それに基づいて実施していかなければならないが、その姿が示されず、将来へ向けての計画もなされていないことに不安がある。よって、現時点では反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第86号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号について、討論、採決を行い、反対討論として、さゆり保育所の無償譲渡に反対であるので、当然、財産の貸付けにも反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第87号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号について、討論、採決を行い、反対討論として、住民の要求がない中での提案であること、進め方に無理があったこと、仮に可決したとしても、法人と保護者の関係を考えると、子供たちに対して、不安感があるなどの理由から、本案には反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第88号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号について、討論、採決を行い、反対討論として、議案第88号に反対という立場から、財産の無償貸付けにも反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第89号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号について、討論、採決を行い、反対討論として、住民の要求がない中での移管の提案であることや、進め方に無理がある等の理由で本案に反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第90号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号について、討論、採決を行い、反対討論として、現時点での無償譲渡に反対であり、当然、無償貸付けには反対であるとの討論がありました。

採決に入り、起立採決の結果、起立少数により、議案第91号は否決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから10件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第82号に対する討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対の討論です。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をしたいと思います。

冒頭に、私も子供が小さい頃、民間の保育園、そういうところで御世話になりました。反対をするからといって、民間の保育園や保育所、それにかかわって努力されている方々を否定するものでないことを冒頭に申し上げたい。今回のこの10件の議案については、自治体の公的責任の在り方、そのことについて、私の討論をしたいと思います。反対の立場で、議案第82号について討論をします。

まず1点目、民間移管についてのこの提案というのが、本来、住民からの要求がある中でいろんなものが行政の立場から施策が行われていくというのは当然だろうというふうに思います。それを首長である本田市長は、平成18年10月19日、説明会を松山町地域、一括して行っております。もちろん施政方針で民間保育を進めていくと、そのことをうたったから住民には知らせたんだと、そういう立場であったでしょうが、私は住民の要求が無い中でそういったものに取り組んでいくということについては、非常に疑問をもちます。その後、19年の2月27日に、平成19年4月から民間移管をやると、そのことの延長をするんだという説明会を行っております。そして、19年の5月15日に、松山地区の説明会、第2回目であります。当局の資料では、以上をもって説明会が十分に保護者の理解が得られたと、そういった立場でこのことを進められております。私は、もっと情報をしっかりと住民に出し、そのことで理解をもって合意が得られた中でやるべきだろうというふうに私は思いますが、当局はこのたった2回の説明会をもって、保護者には十分理解が得られたと、こういう立場で進められてきた。これでは、私は保護者の本当の思い、そういったものは当局には届かないという気がしてなりません。

2点目に、当局が民間移管を進める、この大きな理由の中で、公立保育所において、正規の職員を配置できないから民間移管をするんだと、臨時の職員がたくさんいる、そういった大きな理由が保護者説明会の現状、そして考え方が述べられておりますが、このことは公立保育所で働いておられる臨時職員、またパート職員の努力を考えない、現場の実状を知らない人たちの発想であります。これまで長い間、臨時の職員、そしてパートの職員として並々ならぬ努力をされてきた結果、公立保育所は運営されてきているという、この実態を正規の職員、正職の人がいないからサービスができない。だから、民間に移管をする。このことは、こうした人たちの努力をまったく考えない発想で、とても理解に苦しむところであります。

三つ目に、合併前の旧松山町の少子化に向けて、どうやってその地域、その地域が学校の複式学級にならないように、そういった長い時間をかけて住宅政策、そういったものを作ってこられた結果、それぞれの保育所で児童が増える、そういったことの努力をまったく考えない、将来へ向けて合併すり合わせの中で、そのことを含めて議論がされたにもかかわらず、合併後すぐ民間に移管をする。これは旧松山町でそれぞれ行政にかかわってこられた方々、議会の議員の方々もそうでしょう。そういったことを考えない、まさに私は合併効果も出ないと、こういうやり方ではまずいというふうに考えます。

四つ目に、具体的な手順として、志布志市は行政改革大綱、これを策定をして、私たち議会にも示されておりますが、行政の担うべき役割の重点化、その一つに民間委託等の推進ということですが、こういった民間委託等を進めるときには、「民間委託等の実施時期、選定基準、留意すべき

事項等を示した総合的な指針・計画を策定し、積極的に民間委託等を推進します。」と自ら述べておられます。にもかかわらず、今回の民間移管にあたっての選考委員会では、選定基準も定めてない。そういった中で選考がされている。これはまさに自ら決めたことをきちんと守っていない。そういうことで選定がされる。まさに、私はこれは公約を守っていない、約束を守っていない、そういうやり方に対しては非常に不満であります。

五つ目に、将来の本市の保育方針、これは児童福祉法の改定やそれに基づく規制緩和、これでそれぞれの法人でサービスを提供できるようになりました。お金を出して、私の子供にはこういうサービスをして、これも可能になりました。今後、このことが進んでいくなれば、私は志布志市における保育の在り方、それぞれ社会福祉法人に委ねられていくということになります。そうしたときに、本市の保育指針、そういったものをしっかり定めておかないと、それぞれの園の法人の経営で、我がまちの児童が保育をされていく。これは大変心配もするところであります。私は、そういった中で、それぞれの保育園、保育所等で連絡協議会を立ち上げたりして、意見交換等をしながら、その中で志布志市の保育方針はこういうことだと、もちろん児童福祉法や保育指針に外れることはあってはならないわけではありますが、そのことは理解をした上で、志布志市の保育の在り方はこういうふうを考えている、こういったこと等もきちんと私は定めて、それぞれの法人にきちんとお願いをする、そういった立場が必要かと思えます。そういったものも定められてない、そのことが委員会の審議の中でありました。

六つ目に、財政的な問題で、この保育のことを論じないでほしい。これはお金がないから、現在ある保育所の修繕、そういったものをなかなかやっこない。保育所の主人公は子供たちです。その子供たちに、児童福祉法がしっかりと行政が果たすべき役割をうたっております。そのことをここでは申しませんが、そういった立場であるときに、お金がないから民間にお願いをして、民間の方でその努力をしてもらおうだと、こういったことにはならないというふうに私は思います。

最後に、こうした民間移管、大きな事業、こういったことをやるときは、そこに携わっている人たち、職員ももちろんそうでしょう。そして、保護者の理解が十分に得られる、そういったものをもって私はやるべきだというふうに思います。今回の提案については、拙速すぎだと、一歩立ち止まって、考えて、住民、いわゆる保護者の方々ともしっかりと合意を得る努力をした上でやっていけば、問題にはならなかったというふうに私は思います。そのことは、議会に対して要望書が届いておりますが、住民の皆さん方の要求は、民営化に反対はしてないんだと、進め方が問題があったと、そういったことを述べられております。私は、今回のこの議案を審議するにあたって、ただ当局が福祉部だけで問題だと、福祉部だけの問題だと、そういった立場でやられたとは思いませんが、この保育所の民間移管、保育の在り方というのは、我がまちを考えたときに、街部、農村部、いろんな形態をもっている志布志市であります。そういったときに、財政の問題から、まちづくり、集落の維持、そういった大きな視点に立って、この保育の民間移管、保育所をその地域の拠点として、どうやって残していくのかと、そういった志布志市としての大きな視点が私は必要であったのではないかと、そのことについての議論が、私は十分になされたとは思わない。委員会の審議の中でそういうのを感じました。今後、子供たちはますます少子化が進んで、少子社会になっていきます。そういったときに、いかに本市がそのことに対しての支援ができ

るのか、すべてのここに座っておられる方々、私たち議会の議員も含めて、農村部の集落の維持、こういったこと等も踏まえて、このことは当局が議論をされて提案をされるべきであったろうというふうに思います。

そういった理由から、私は今回のこの民間移管について、無償譲渡、これについては反対という立場で討論を終わります。議員の皆さん方の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） 次に、賛成の方、討論はありませんか。

反対の方、ございますか。

○26番（上村 環君） 議案第82号に反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいまの小園議員の討論の中に、私の思いもほとんど含まれているということではありますが、私なりの考え方も述べさせていただきたいと思います。

今回の民間移管の議案につきましては、保護者会等からの要望もまったくない中に、保護者に対しては民間移管は既に決定済みであるといったようなことを言い、一方的に事を進めようとする行政に対し、保護者側から行政に対しては大きな不信感が生じております。そして、保護者の様々な不安や疑問に対し、心からそれを汲み上げようとする姿勢もなく、移管ありきということで進めたために、移管に賛成をされる保護者と、一方、反対をされる保護者との間で、多かれ少なかれ保護者会の中に亀裂を生じさせてしまったということは否めず、そのことは行政として大いに責任を感じ、反省をしなければならないことだと思えます。

このような事態になってしまった要因の一つとして、市が選考の基準というものを事前に策定することなく、説明会を行ったことにあると思えます。本来、市が責任をもって行うべき保育事業であります。様々な社会情勢の変化や、市の財政状況にかんがみ、民営化への道を選択されているわけですが、保護者にとっては、今の保育環境が民営化によって、どのように変化するのか、そしてデメリットはないのか、そういったことがもっとも関心のあるところでもあります。そのことについて、しっかりした基準というものを先に設定をし、そのことについては、法人側も保護者側も基本的に了解をされた上で、説明会をするべきではなかったかと思っております。そういった準備不足の中で、説明会を開催したことが結果的に互いの不信感を増幅するような説明会になってしまい、結果的には当初の受託を希望された市内の法人の参画の意欲をそぐことになったのではないかと思っております。

また、応募の要件であります。応募できるのは、市内で民間移管の実績を持つ法人という枠を設定したことは、極めて限定的な枠であり、市民に広く公平・公正な行政を目指す上からも、移管を急ぎすぎる上での狭い指向選択であり、そうなった場合、将来、市内において、保育所の経営に関心や意欲をもたれる新たな人材や法人がいたとしても、算入できる道を完全に閉ざすこととなり、これは保育事業の独占化になり、競争性が低下し、ひいては保護者の選択の幅を狭めていくということになりかねないと思えます。急がば回れという言葉もあります。合併直後で、住民には様々な感情がまだまだたくさんごめいております。民営化に向けては、保護者や市民から、民営化への要望の高まりを醸成するような段階的な取組が、結果的にスムーズな移行につながると思っております。

以上のようなことから、今回は移管につきましては、いったん白紙に返し、これまでの様々な反省の

上に立って、本市の保育の方針をしっかりと定め、じっくり取り組んでいくべきだということで、反対を
するところでもあります。併せて、今後、公立保育所として残った場合にありましても、施設の環境の整
備や保育内容の充実・向上については、積極的に取り組む必要があるということも併せて申し上げ、反
対討論といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について
採決をいたします。議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第82号は否決されました。

これから議案第83号に対する討論を行います。討論ありませんか。

反対討論です。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をいたします。

今、議案82号で財産の無償譲渡について、私は反対をしました。建物だけというわけにもいきません。
財産の無償貸付けということで、土地、そういったものについても、当然、土地だけ無償で貸し付け
ると、こういったことについてはならないかというふうに思います。そういった立場で反対といたします。

○議長（谷口松生君） 次に賛成の方、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第83号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について
採決します。議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第83号は否決されました。

これから議案第84号に対する討論を行います。討論ありませんか。

反対討論です。

○30番（福重彰史君） 反対の立場で討論いたします。

保育所の民営移管に移行するための当局のこれまでの進め方や方法に大きな疑念と反感、反発が不信
感となって、保護者や地域の中に生じております。保護者の理解を得られていると言われますけれども、

大方、諦めと嫌気が本心であり、真に納得はされておりません。

また、本会議初日の質疑に対する当局の答弁は、ちぐはぐが非常に多い。これらは保育行政あるいは民間移管に対するビジョンがいかにかんっきりできていないがゆえに起こっていると思わざるを得ません。例えば、健全で安全な保育を行っていくためには施設はどうあるべきか。地域の中での保育園の存在の果たす役割は、あるいは果たしてきた役割は何であったか。少子化傾向の中で今後の入所児童の動向を中・長期的に推測しながら、場合によっては統廃合・再編をどのように考えていくのか。そのためには移管先の選定はどうあるべきか。民間移管後、市としての保育指針、方針をどのように定め、どのような形で生かしていくのかなど、これらを総合的に検討・検証する機関などを設けて、しっかりとした、まずビジョンを打ち立てていくことが先決でありまして、その上で段階的に事を進めることがより多くの理解を得られることになり、そして結果的に民間移管をスムーズに押し進めることができ、質の高い保育行政の確立につながってくるのではないかというふうに思うところでございます。

また、民間移管は、市民の貴重な財産を受託者に無償で譲渡するという大変重要な事案であります。したがって、その選定する選考委員会の委員の構成の在り方、さらには選定基準も設けていないなどの、あまりにも軽率で慎重性が足りないなど、問題が多すぎます。

したがって、私は民間移管を決して否定するものではございませんが、当局がこれまで保護者に行ってきた進め方や手法に対し猛省を促し、そしていったん白紙に戻すという意味合いと、今後しっかりとした納得のいく民間移管を進める観点から、今回この議案に反対をいたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 次に賛成の方、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第84号は否決されました。

これから議案第85号に対する討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対の討論です。

○30番（福重彰史君） 反対の立場で討論しますが、内容は議案第84号で申し上げた討論内容と同じであります。

同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 次に賛成の方、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第85号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第85号は否決されました。

これから議案第86号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 反対の立場で討論をいたします。

民営化に伴う経営者が市外に求められておられるその中で、財産の無償譲渡につきましては、特に市民のコンセンサスを得ることはできないというふうに、私は判断いたしました。これらのことにつきまして、市内からの経営者を得る選択肢もいろいろあったはずでございます。そのような努力が見られていないということが一つ。

次に、特にさゆり保育所につきましては、地域が農村でございます。10年後の農村のあるべき姿、そのようなものが考慮されず、今後の保育所の設置の在り方、そういうものが不透明であるということについて疑問をもちました。

そのようなことを含めて、特に選考委員会において論じられた経緯、そういうものが見られていないということを含めて、私は民間移管そのものについては反対ではございませんが、以上申し上げたことにつきまして、皆様方の御理解をいただきたく、反対討論といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第86号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第86号は否決されました。

これから議案第87号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 反対の立場で申し上げますが、86号で申し上げたとおりの理由におきまして反対討論といたしますので、皆さん方の賛同をお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第87号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第87号は否決されました。

これから議案第88号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○3番（丸山 一君） 反対の立場で討論をいたします。

冒頭に申し上げておきますが、私は民営化に対しましては反対するものではありません。国の施策で、官から民へという時代の流れは理解しておるところでございますので、民営化に対しては反対という形をとってないわけですが、今回の執行部の進め方、手法について疑念をいただくものであります。

一つ目に、手続きの逆算により、今回、臨時会の提案と思われませんが、説明会におきましても、保護者会の意向を十分反映されているとは到底考えられない。最初から民営化ありきで進め、譲渡先がそれぞれ決定したので一括提案という手法には一抹の不安を覚えるものであります。

先ほど、同僚議員も述べられましたけれども、これから少子高齢化が進んでいく中に、例えば10年後、20年後のビジョンもなく、民営化後で起こるであろう市場原理による統廃合を考えますときに、さらなる慎重審議もすべきであると考えます。

2番目に、この議案の提出に関しましても、議会軽視と思わざるを得ません。議案第81号、95号を考察しましても、可決を前提としての臨時会への提案であると思わざるを得ません。

3番目に、連合審査会におきましても、全員によりまして2日間も様々な角度から質疑があったわけですが、それに対する執行部の答弁も不十分でありますし、まだまだ検討が必要であると考えます。

以上のことから、反対といたしますが、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第88号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第88号は否決されました。

これから議案第89号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○3番（丸山 一君） 先ほど、議案第88号におきまして述べました反対理由によりまして、皆様の賛同をよろしく願いいたします。反対といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第89号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第89号は否決されました。

これから議案第90号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○11番（立平利男君） 基本的に反対の立場で討論をさせていただきますが、野神保育所については、8年前から民間移管の話が出てまいりまして、保護者が反対という陳情なり、地域も反対という中で、私も反対の立場で現在までまいりました。しかし、合併後、昨年からは部長はじめ職員の皆さん方が何回も足を運んで、保護者の皆さんと話し合いをされ、しかも市長も4回も足を運んで、保護者が理解を示し、議案上程がされました。保護者の皆さんとも何回かお話をまいりまして、民間移管、いいだろうという同意もいただいたところでございますが、合併後、市内6園の中で5園の議案上程ということで審議をまいりました。そういう中で4園が否決という状況であります。また、蓬原保育所については、民間移管に前向きな保護者の話も聞いております。そういう状況の中で、野神だけ移管となれば、6園の中で1園という、非常にまた保護者に動揺なり、園児に不安を与える、そういう状況が出てまいりました。

執行部の皆さん方の努力には、本当に敬意を表しますが、もう一回、6園全体の保育園の在り方、そういう見直しをお願いし、また保育に関しては、財政は論じるな、そういう意見もあるかと思いますが、国からの交付税で主な運営をやっておる我が志布志市においては、やはり8,000万円という財政、そしてまた各保育園の園舎等を見た場合、園舎の建て替え等に公立の場合は助成がない、民間であれば50%の助成がある、そういう国の政策等も、県の政策等もあるようでございます。そういうことも含めて、もう一回、6園の見直しをお願いし、反対討論といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第90号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第90号は否決されました。

これから議案第91号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第91号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第91号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第91号は否決されました。



日程第13 議案第81号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第81号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第81号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本案につきましては、11月13日、文教厚生常任委員会に付託となった後、当日、委員会を開会し、審査方法について協議し、他の議案等を加味したときに、連合審査が好ましいとの結論となり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長へ連合審査の申出を行い、3委員会による連合審査を行うことと決定したところであります。

連合審査を11月14日開催し、副市長、福祉部長、関係課長、関係係長の出席を求め、審査を行ったところであります。また、11月15日には、市長、副市長、福祉部長、関係課長の出席を求め、総括質疑を行いました。

まず、執行部から、各公立保育所の5箇所について、民間移管された場合、条例の改正の必要があるということで、条例の一部改正の議案をお願いするものであるとの説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

民営化は、将来的には、ぜひ必要だということは、本日の議論をするまでもなく、大方の人たちは理解されていると思う。しかし、その民間移管に向けての手法、こういったものについての議論がなされていない。その中で残った公立については、取り残されるというような印象を、保護者が持っておられるのか、若しくは早く民間にしてもらって、良いサービスを受けたいのに、自分たちの望む経営者が来ないからということで、積極的に行政も民間移管を進めていないという印象を持っているのか。蓬原保

育所の今後1年間の保育事業をどのように進めていくのか、姿勢を質したところ、最終的には、4月移管に間に合うような形で応募があった場合は、そのような形で検討していくということで、説明会、意見交換会を通じて、非常に積極的に、民間移管には理解を示されている保育所でもあり、もし移管ができないとなった場合については、公立を含め、いろんな形で今後検討していかなければいけない。保護者の不安をなくすような説明等についても行っていきたいと、今は考えているということであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

その後、文教厚生常任委員会を開催し、討論、採決を行いました。

討論として、次のような要旨の反対討論がありました。

今回の改正は、民間移管をするということの前提の条例改正であり、いわゆる保護者との合意というものが十分にされていない。そのような中、今回このように、公立の保育所を5園も無くしてしまうという条例の改正については納得がいかないので反対をするというものであります。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第81号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、起立少数により、否決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をいたします。

今回、蓬原保育所だけを残して、ほかの5園を民間に移管をすると、こういった保育所条例の一部改正であります。私はこの1園だけ残すと、そのことと併せて、民間移管というそのことについての当局の本市における将来にわたっての保育の在り方、そういったものが連合審査の中で十分に考えられていないと、そういう感じを持ちました。児童福祉法は、その第1条で国民の責務と児童福祉の理念を述べております。「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」、第2条で、国及び地方公共団体の責任として、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」、第3条で、福祉保障の原理として、「前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」、こういうふうに児童福祉法が述べております。そういった立場からしたときに、我がまちから公立の保育所が無くなっていく、そのことを含めて、自治体の公的責任として、この児童福祉法の精神が、私は貫かなければならないというふうに思います。それは、これから先、少なくなっていくであろう児童に対して、どういった保育、そういうことがきちっと守られていくのかということ等を踏まえて、当局がその理念に基づいて将来の推計をしていく。そして、我が市にどれだけの保育所が必要か、そういったこと等も含めて、民間は民間で統廃合もあるでしょう。そういったことに対しての考え方がきちっと持っておられない中での、私は今回のこの提案だというふうに、審議の過

程で感じました。

よって、蓬原保育所だけを残すという、この条例改正については、反対であります。同僚議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第81号は否決されました。



日程第14 議案第93号 工事請負契約の締結について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第93号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第93号、工事請負契約の締結について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本案につきましては、11月13日、文教厚生常任委員会に付託となった後、当日、委員会を開会し、審査方法について協議し、他の議案等を加味したとき、連合審査が好ましいとの結論となり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長へ、連合審査の申出を行い、3委員会による連合審査を行うことと決定したところであります。

その結果を踏まえ、連合審査を11月15日に開催、全員出席のもと、市長、教育長、教育次長、給食センター所長ほか、関係職員の出席を求め、審査を行ったところであります。

議案第93号の工事契約の内容について、本体工事については、延べ床面積2,148㎡の給食センターの全体の設計で、6月議会で説明を行った厨房機器の選定結果に基づいて設計をしたものである。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額が3億975万円、契約の相手方は志布志市有明町伊崎田5041番地、株式会社共栄開発である。

工事は分離発注方式を採用して、今後、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水衛生設備工事等について入札の準備に入る予定である。また、最終的に外溝の工事については20年度に実施する計画である。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

予定価格を公表をする中で設計額の公表ができないのかと質したところ、予定価格を公表している

関係から、設計額は公表しないという取扱いになっているので公表はできないとのことであります。

契約の相手方は、どのような実績をもっているのかと質したところ、資本総額が6億5,425万2,000円で、今年の2月現在で、職員が25名で、うち技術職員が19名である。

県営住宅の建設や山重小学校のプール建築工事等が主な実績として上がっているとのことであります。

1級建築でAランクと、特定建設業ということで4社ということであるが、志布志市では4社しかなかったのかどうか質したところ、下請け金額の総合計が建築一式の場合、4,500万円以上となる契約を締結する場合には、特定建設業の許可が必要であることから4社となっており、ほかに1社があったが、住宅関係を主に取り扱っており、実績等を勘案したところ、4社となったとのことであります。

また、事業実績はあるが、こういう大きな事業なのでどうなのかと質したところ、1級の施工管理技師と有資格者もいるので、問題はないと思われるとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、連合審査での質疑を終結いたしました。

その後、文教厚生常任委員会を開催し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号、工事請負契約の締結については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第93号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第94号 財産の取得について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第94号、財産の取得についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第94号、財産の取得について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本案につきましては、11月13日、文教厚生常任委員会に付託となった後、当日、委員会を開会し、審査方法について協議し、他の議案等を加味したとき、連合審査が好ましいとの結論となり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長へ連合審査の申出を行い、3委員会による連合審査を行うことと決定したところであります。

連合審査を11月15日に開催、全員出席のもと、市長、教育長、教育次長、給食センター所長ほか関係職員の出席を求め、審査を行ったところであります。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

8年前のダグリの厨房機器の選定にあたって、入札を再三やって決まらないということで、最終的に随意契約で、このアイホー社に決まったということがあったが、これが否決され、結果的に安く購入した。そのようないきさつがあったということを、教育委員会はどれだけ認識しているのか質したところ、以前、ダグリの関係でそういうことがあったということは聞いている。そういう失敗をしないように、選定委員会を立ち上げ、選定委員会で決めていただく方式でやった。前の教訓を生かしたつもりであるということであります。

食器の選定はいつなされるのか質したところ、食器については、来年度中に、食器を含め、はしとか消耗品、すべて入札でやっていきたい。また、基本的に地元の業者ということを考えているとのことであります。

厨房システムの4社の中で、アイホーに決めた理由は何かと質したところ、理由としては、第一にアフターサービスの体制が万全である。大隅半島にサービスマンが1名張りついている。

また、提案書を比較する中で作業動線、いわゆる調理の流れが衛生基準に沿った衛生的かつ効率的なシステムであること、学校給食に対する理解が深いこと、県内における厨房システム機器の納入実績が高いということで、総合的にアイホー社を決定したということであり、また給食センターの厨房システム機器については、ほとんど県内では随意契約であるとのことであります。

アフターがいいという認識をされているのか、アイホーに対して現場の声を聞かせていただきたいと質したところ、値段だけで安いと決めた所が、入れたとたん故障が出たり、条件に合わないものが入ってきてしまったとか、いざ壊れても、頼んだところが修理はできないということで、違う会社が修理に来たりとか、そういったトラブルがあるというのをよく聞いていた。アイホーを入れている所に関しては、そういった悪い話というのは聞いた記憶は、今のところ無いということであります。

厨房システムのうち、アイホーで製造していないものは、どれくらいあるのか質したところ、アイホーの厨房システムには、他のメーカーが9社入っているが、その割合は1%ぐらいであるということであります。

職員の研修はどのくらいの期間行うのか質したところ、他のメーカーは1～2週間であったが、アイホーは1カ月間の研修期間を設けているとのことであります。

自治法施行令の何条により随意契約したのか質したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用したとのことであります。

競争入札にそぐわない理由はなにかと質したところ、業者によっては、厨房システムが曲がったり、

交差しているものがある。なま物と作ったものが交差すると、O-157等が発生する危険性があり、アイホーのシステムは動線が直線になっているなど、一番優れており、入札にそぐわないものと考えているとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

その後、文教厚生常任委員会を開催し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第94号、財産の取得については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第94号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

修正案を配付いたします。



午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開



日程第16 議案第95号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（谷口松生君） 再開します。

日程第16、議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本案につきましては、去る11月13日、文教厚生常任委員会に付託となり、当日、早速、委員会を開会し、審査方法について協議し、その結果、他の議案等を加味したときに、連合審査が好ましいとの

結論に達し、総務常任委員長並びに産業建設常任委員長へ連合審査の申し出を行い、結果として連合審査と決定いたしました。その結果を踏まえ、当日、現地調査を行いました。

審査につきましては、11月14日に福祉課関係を、15日に学校教育課関係を、教育長、福祉部長、教育次長、関係課長、関係係長の出席を求め、審査を行ったところであります。

連合審査会においては、質疑もなく、鶴迫委員から、議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案が提出されました。修正案の理由として、今回の保育所費の補正予算は、目的が、5公立保育所の民間移管に伴う経費である。当委員会としては、関係議案を否決すべきと決定したので、保育所関係予算、歳出の款3、民生費、項2、児童福祉費2,421万7,000円を減額し、併せて、歳入の款18、繰入金、項1、基金繰入金2,421万7,000円を減額するものであるとの説明がありました。

早速、質疑に入りましたが、質疑はなく、引き続き討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

今回、保育所の民間移管に伴う経費として、2,421万7,000円が提案されたが、委員会の審議を通じて、性急な進め方、そういったことから委員会の審議の中で、関係する議案は否決された。そういった立場からして、この経費についても、当然そうあるべきだということで、慎重にそのことを、執行部においては協議されて、再度提案されることを含めて、修正案に賛成するとのことでありました。

以上で討論を終結し、採決を行い、起立採決の結果、議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数をもって、お手元にお配りしてあります修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決を行い、起立採決の結果、議案第95号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号の採決を行います。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、修正可決であります。まず、修正案について、起立によって採決をします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、文教厚生常任委員会の修正案は可決されま

した。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで臨時会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労様でした。

午前11時29分 閉会